

Working Paper #03-03

ODA 改革

- 我が国援助政策の転換とその経済学的意義 *

長谷川純一（国際協力銀行）

小浜 裕久（静岡県立大学）

2004 年 2 月

*本稿で述べられた議論は、我々執筆者個人の意見であり、所属する機関の意見を代表するものではない。

ODA 改革
- 我が国援助政策の転換とその経済学的意義

長谷川純一（国際協力銀行）
小 浜 裕 久（静岡県立大学）

2004 年 2 月

目次

| | | |
|-----------------------------------|----------|----|
| はじめに | ・・・・・・・・ | 1 |
| 1．改革の流れ | | |
| 1 - 1 2002 年の ODA 関連改革提言 | ・・・・・・・・ | 1 |
| 1 - 2 世論の背景 なぜ提言が起こったのか | ・・・・・・・・ | 2 |
| 1 - 3 新展開の全体像 | ・・・・・・・・ | 6 |
| 2．枠組みの改革 | | |
| 2 - 1 「ODA」大綱の見直し | ・・・・・・・・ | 7 |
| 2 - 1 - 1 「国益」議論 | ・・・・・・・・ | 7 |
| 2 - 1 - 2 「人間の安全保障」と「平和の構築」 | ・・・・・・・・ | 10 |
| 2 - 2 「ODA 総合戦略会議」の設置と「国別援助計画」の重視 | ・・・・・・・・ | 14 |
| 3．ゆがみの是正としての改革 | | |
| 3 - 1 「債務削減無償資金協力」の廃止 | ・・・・・・・・ | 16 |
| 3 - 2 「無償資金協力実施適正会議」の設置 | ・・・・・・・・ | 18 |
| 4．効果的な ODA のための改革 | | |
| 4 - 1 「資金協力連絡会議」の設置 | ・・・・・・・・ | 21 |
| 4 - 2 「無償資金協力」、「技術協力」、「有償資金協力」の連携 | ・・・・・・・・ | 22 |
| 4 - 3 「現地 ODA タスクフォース」の設置 | ・・・・・・・・ | 24 |
| 4 - 4 NGO との連携強化 | ・・・・・・・・ | 26 |

| | | |
|--|---------|-----|
| 5 . 有効な援助をもとめて : ODA 改革の意義 | ・ ・ ・ ・ | 3 0 |
| 5 - 1 援助と政策環境 : 世界銀行の <i>Assessing Aid</i> レポートと Burnside and Dollar (2000) | ・ ・ ・ ・ | 3 0 |
| 5 - 2 Growth is good for the Poor? | ・ ・ ・ ・ | 3 3 |
| 5 - 3 有効な日本の援助に向けて | ・ ・ ・ ・ | 3 5 |
| | | |
| 参考文献 | ・ ・ ・ ・ | 3 7 |

図表目次

| | | | |
|-----|-------------------------|-------|-----|
| 図 1 | 今後の経済協力のあり方 | | 3 |
| 図 2 | 経済協力を進めない理由 | | 4 |
| 図 3 | 経済成長と貧困 | | 3 4 |
| 表 1 | 1993 年の「ODA」言及記事数 | | 5 |
| 表 2 | 2002 年の「ODA」言及記事数 | | 6 |
| 表 3 | 2002 年度 交換公文締結と平和構築関連案件 | | 1 4 |
| 表 4 | 省庁ごとの ODA 事業予算 | | 1 5 |
| 表 5 | 2002 年度の無償資金協力 | | 1 9 |
| 表 6 | 無償資金協力 内部カテゴリー数 | | 2 0 |
| 表 7 | 資金協力を担当する主な省庁・実施機関 | | 2 2 |
| 表 8 | ODA と NGO による支援額（純支出額） | | 2 8 |

ODA 改革

我が国援助政策の転換とその経済学的意義¹

はじめに

2002 年は日本の ODA にとって曲がり角となった年といえるかもしれない。一議員の不正事件に関連した国会での議論がきっかけとなって、ODA を見直そうという動きが活発になった。議論は、与野党、政府内部、実施機関、NGO、大学、有識者等の大変に広い範囲で起こった。中には誤解に基づく批判に対してなおざりな改革を提唱する局面もあったが、大半は惹起された批判に正面からしっかりと応える形で議論が行われた。長期化する日本経済の低迷と、旧来の政策システムに対して変革を求める声が背景としてあったとも言える。

国際的な援助の社会では、2002 年 3 月メキシコのモンテレイで開発資金会議があった。この会議では、ミレニアム開発目標(MDGs)達成への決意が合意され²、アメリカのブッシュ大統領は援助額の大幅増を表明して注目を浴びた³。その直後から、続々とカナダ、オーストラリア、ノルウェイ、イギリス、フランスなどの二国間ドナーも援助額の増額を表明した。その流れの中で、日本は財政的な事情から、他の主要ドナーの様にODAの増額には踏み切れず、難しい立場に立った。増額が出来ないのであれば、何とかして効率を上げなくてはならない。ここへ来て一気に、効率改善の路を迫られたのである。

この論文では、最近の我が国 ODA の新展開、ODA 改革を検討し、有効な援助に向けての提言を行う。

1. 改革の流れ

1 - 1 2002 年の ODA 関連改革提言

ODAの改革に関する提言は、これまでも経済団体やNGOなどから時々行われていた。しかし、2002 年には実に多くの提言が出された。以下はすべて 2002 年に起こったODAの改革に関連する提言である⁴。

- A. 「真の外交改革を実現する議員の会」
米田健三(自民)、上田勇(公明)、小池百合子(保守)、他
- B. 「ODA 改革ネットワーク」(NGO)
- C. 外務省「第 2 次 ODA 改革懇談会」最終報告(2002 年 3 月 29 日)
- D. 外務省改革に関する「変える会」(2002 年 7 月 22 日)
- E. 自民党「外務省改革案」10 の提言(2002 年 7 月 2 日)

¹ 本稿の第 1 節から第 4 節は長谷川純一が、第 5 節は小浜裕久が主として執筆した。

² ミレニアム開発目標(MDGs)については、www.developmentgoals.org/。

³ Brainard et al. (2003)、Radelet (2003)などを参照。Millennium Challenge Accountの websiteは、www.mca.gov。

⁴提言の発表日が明確なもののみ、カッコ内に日付を記入してある。

- F . 外務省「ODA 改革・15 の具体策について」(2002 年 7 月 9 日)
- G . 民主党「外務省刷新案」(7 月 18 日)
- F . 自民党「ODA 改革ワーキングチーム」最終報告(2002 年 12 月 21 日)
外交部会(河本英典会長)、外交調査会(中山太郎会長)、
対外経済協力特別委員会(高村正彦委員長)

ここでは、これら提言の個々の内容については触れないが、いくつかの主要な論点について述べておこう。第一は、ODAの枠組みとして、ODA基本法を策定せよというのがある。ODA基本法でなくても、現行のODA大綱を見直せというのものもある⁵。いずれの場合も、これまで特別の法律もなく実施されているODAに対して、法的な枠組みを持たせようという、ないしは枠組みを明確にしようという提案である。

第二は、適法性に関するものである。ODA の実施に関連して評価を拡充すべし、であるとか、監査をすべし、という提案である。これは、ODA 実施に伴って不正事件などが起こらないように仕組みを作れというものである。あるいは、透明性を高めよと言い換えても良い。

第三は、政策性強化と効率に関するものである。多数の関係省庁・実施機関によって実施されている ODA を、さらに効率よく運営するために、関係省庁・実施機関の連携をしっかりとせよというようなものである。そして、ODA をより戦略的に使用するための政策プロセスを作れという提案である。中には、個別の機関によって実施するのではなく、統合、一元化を図り ODA の司令塔としての「援助庁」を設置せよ、というのもあった。

これら 3 点が、提案の多数に共通して見られる論点である。この他にも、中国に対する ODA を中止せよ、とか、すべての ODA を 1 年間凍結して、従来からの慣習の呪縛を断ち切れというのもあった。

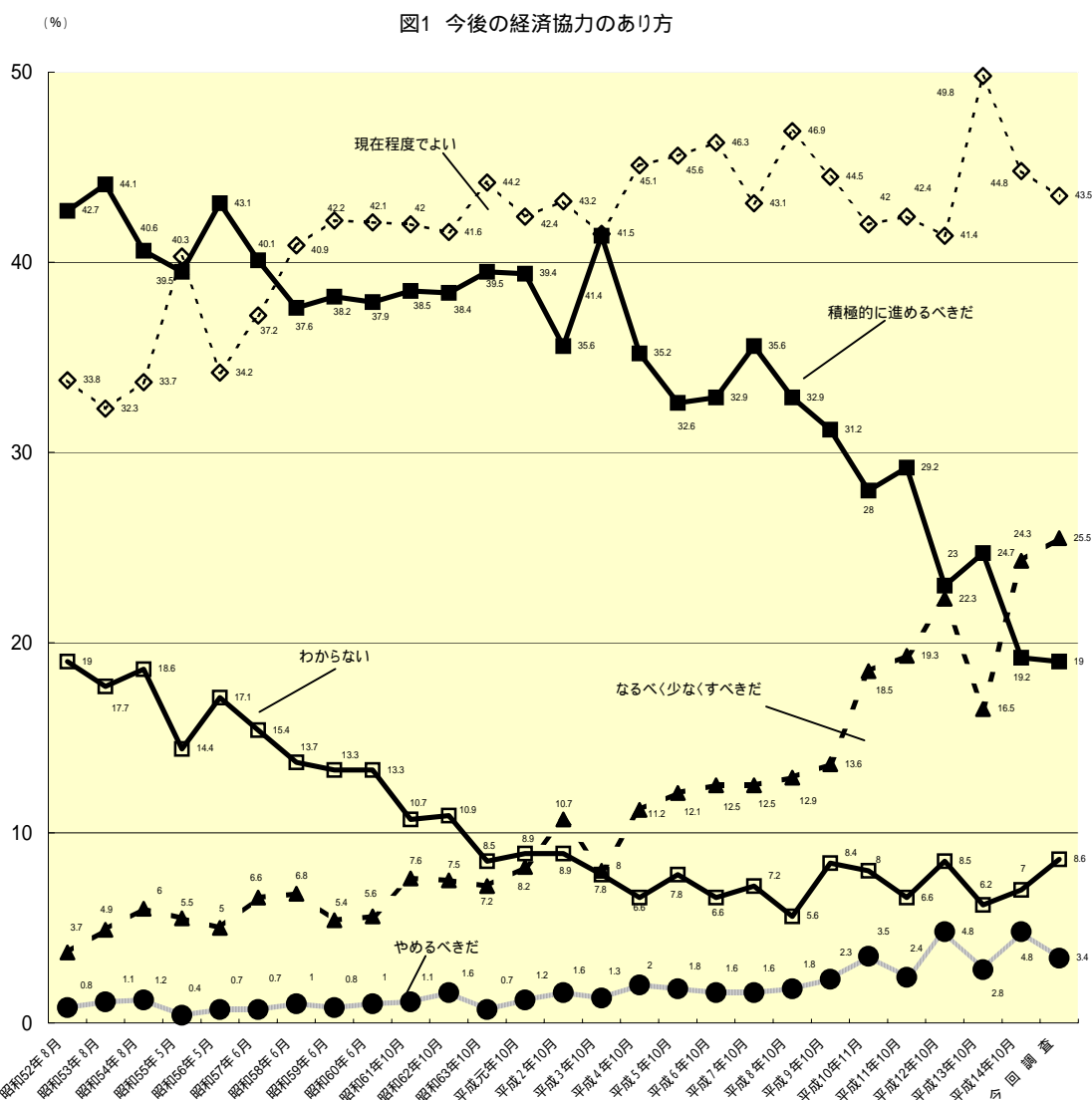
これほどの数の提言が 1 年間の間に起こったのは、日本の ODA の歴史の中でも初めてのことである。2002 年という年が、ODA のあり方を見直すべきであるという国民の声が大きく盛り上がった年であったことが分かる。それではなぜ、これほどに国民の関心と呼んだのか、その背景にある ODA の問題点は何か、について考えてみよう。

1 - 2 世論の背景 なぜ提言が起こったのか？

わかりづらい、不透明である、効果に疑問、非効率などの批判がある。長期化する日本経済の低迷時期にあって、財政上の制約もある。さらに、少しも良くならないアフリカなどの途上国の現状を見て、援助のあり方に疑問を感じる国民もいるだろう。大きな背景としては、過去 20 年以上にわたって ODA が拡大する時期には、「いかに多額の資金量を流すか」という効率が必要であったものが、「いかに効率的に使われているか」という本来の効率が直接的に求められるようになったということかもしれない。

⁵ ODA大綱の見直しについては、2-1 節参照。

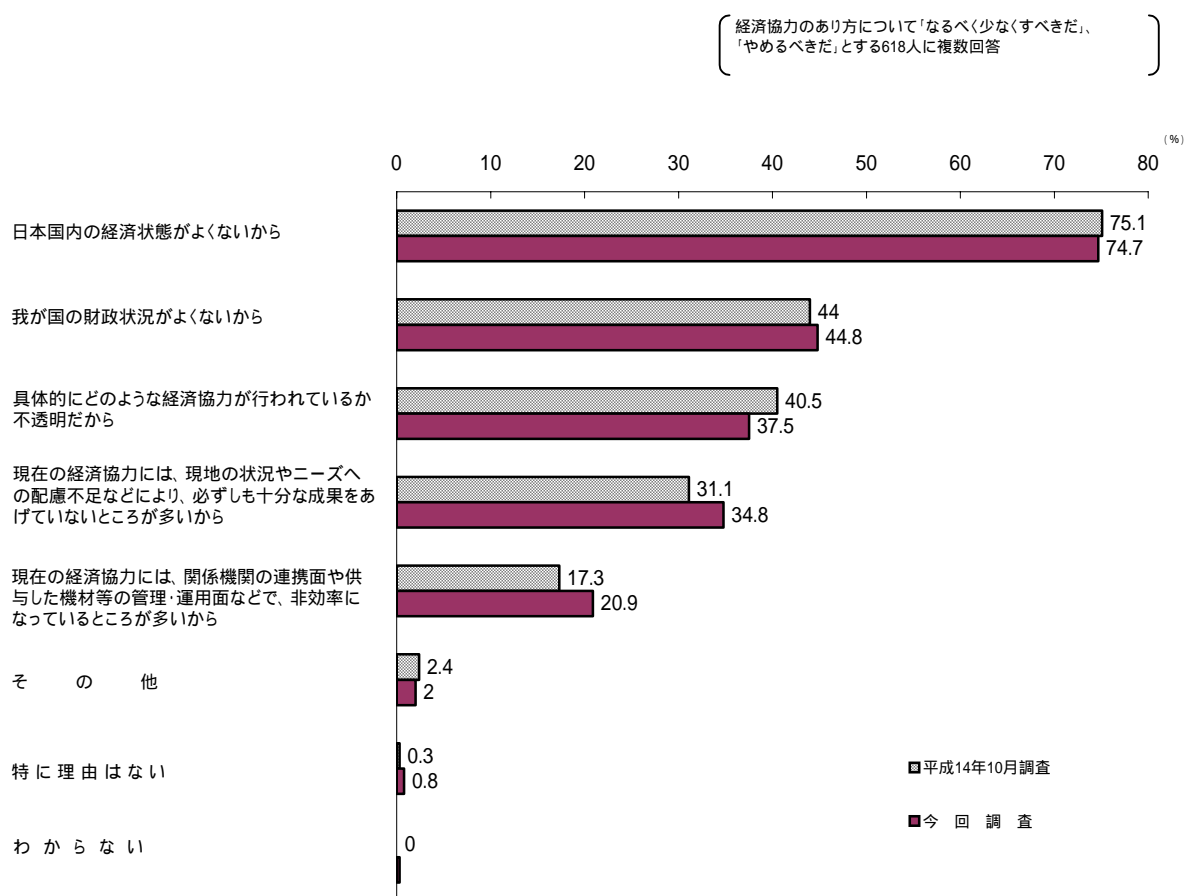
内閣府が毎年行う「外交に関する世論調査」を見てみよう(図1)。2003年の調査では、ODAの規模について、「現在程度でよい」とする人が、依然として43.5%と最も多く、多くの国民の支持があることを語っている。しかしよく見ると、「積極的に進めるべき」とする人は19.0%と調査史上最低水準にまで落ち込み、代わりに「なるべく少なくすべき」が25.5%とこちらは調査史上最高水準に上っている。



出所：内閣府「外交に関する世論調査」2．経済協力、平成15年10月。

同じ調査で、「経済協力を進めない理由」を見てみると、「日本の経済状況が悪いから」「財政状況が良くないから」が群を抜いて多く、ついで「具体的にどのような経済協力が行われているか不透明だから」「十分な効果をあげていないから」が次いでいる（図2）。さらに、「関係機関の連携など、非効率」という声も増えている。

図2 経済協力を進めない理由



出所：内閣府「外交に関する世論調査」2．経済協力、平成15年10月。

特にこれらの「経済協力を進めない理由」のうち、前年度調査との比較で大きく増加しているものに注目すれば、「不透明」、「成果をあげていない」、「非効率」の3つが浮かび上がってくる。これらはいずれも ODA 実施に関する制度、システムの問題である。したがって、ODA 支持減少の理由として「経済不況」「財政難」を上げた人は数では多いが、増加率では、ODA の制度、システムに不満を表明した人が多かったと言える。

さらに別の角度から世論を考察するために、全国紙5紙に掲載されたODA関係の記事を検索してみた。その結果、1993年には「ODA」関係記事が1414件あり、2002年には2318件あった⁶。10年間の間に、ODA関連記事の数は、1.64倍に増加している。ODAへの支持は低下していても、関心が減っているわけではない。関心は増えている。

次に、その関心の中身が、肯定的であるか、否定的であるか、中間的であるかを調べてみた。また、記事の中で論じられている観点が、開発効果、外交上の国益、経済上の国益、安全保障上の国益、適法性、効率性、透明性、国民参加、返済能力などの財務健全性、の9つの観点との関連も調べてみた。表1と表2がその結果である⁷。

2002年の時点では、10年前の1993年と比べて、肯定的な記事は34%増であるのに対して、否定的な記事は389%増(4.9倍)にも増えている。そしてその批判の内容は、不正事件などの適法性に関するものが最も多く、次いで、意思決定プロセスなどの透明性、軍事費との関連などの安全保障上の国益、ODA実施の効率性、と続いている。

表1 1993年の「ODA」言及記事数 1414記事 (件)

| 1993年 | | 肯定的言及 | 否定的言及 | 中間的言及 | 計 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| | 開発効果 | 18 | 59 | 46 | 123 |
| | 国益(外交) | 16 | 6 | 56 | 78 |
| | 国益(経済) | 8 | 4 | 5 | 17 |
| | 国益(安保) | 0 | 2 | 1 | 3 |
| | 適法性 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| | 効率性 | 1 | 4 | 4 | 9 |
| | アカウンタビリティ | 4 | 10 | 13 | 27 |
| | 国民参加 | 3 | 2 | 16 | 21 |
| | 財務健全性 | 0 | 1 | 4 | 5 |
| | 合計 | 50 | 92 | 145 | 287 |

⁶事実関係に関する報道で、各紙がほぼ同一内容を報じている場合は、1件としてカウントした。

⁷記事の中には事実関係のみの報道など、肯定的、否定的、中間的のいずれにも該当しないものがあり、これらはいずれの項目にも計上していない。また1つの記事で2つ以上の項目に該当する場合にはそれぞれ1件として計上した。

表2 2002年の「ODA」言及記事数 2318記事 (件)

| 2002年 | | 肯定的言及 | 否定的言及 | 中間的言及 | 計 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| | 開発効果 | 33 | 65 | 43 | 141 |
| | 国益(外交) | 16 | 62 | 86 | 164 |
| | 国益(経済) | 2 | 14 | 16 | 32 |
| | 国益(安保) | 0 | 57 | 9 | 66 |
| | 適法性 | 0 | 100 | 24 | 124 |
| | 効率性 | 0 | 44 | 28 | 72 |
| | アカウンタビリティ | 5 | 80 | 40 | 125 |
| | 国民参加 | 11 | 22 | 38 | 71 |
| | 財務健全性 | 0 | 6 | 7 | 13 |
| | 合計 | 67 | 450 | 291 | 808 |

軍事費との関連で ODA 批判があるのは、ほとんどが中国への援助に対するものである。したがって、これは日本の ODA システムそのものの問題点というよりは、中国に関連した特殊なものであるという見方も出来る。

そのように考えれば、新聞記事検索から得られる結論としては、「適法性」、「透明性」、「効率性」の3点において、批判的意見が増大していると言えよう。内閣府の世論調査では、「不透明」、「成果をあげていない」、「非効率」が急速に増えている批判であった。内閣府の調査では、「適法性」という項目は存在せず、「不透明」という項目に吸収されていると考えられるから、新聞記事検索の結果と内閣府世論調査の結果は、ほぼ一致していると考えてよからう。

したがって、2002年の世論の動向としては、一方において、わが国の財政難、経済の低迷、さらには国際的なテロ破壊活動、紛争からの復興などを背景に、ODA に対する関心が増大し、ODA に対する期待も拡大した。同時に、ODA の「適法性」、「透明性」、「効率性」について、批判的意見が拡大したと考えられる。

ここで気をつけておきたいのは、ODA に関する情報が不十分であるために、これら批判が起こっている可能性である。ODA に関する政策決定のプロセスは必ずしも国民にわかりやすいものにはなっていない。そのため、「より政策性を明らかにすべき」という観点から戦略性がないとの批判が起こっている可能性がある。効率性についても、国民から見れば「情報がないために、効果をあげているかわからない」という批判である可能性も否定できない。ただし、「適法性」については、実際に不正事件疑惑が発生しており、さらに透明性の向上を図る余地はありそうである。以下ではさらに、2002年に起こった ODA 改革の議論を検証して、どのような問題があったかを見ることにしたい。

1 - 3 新展開の全体像

個々の新展開の議論に移る前に、2002年から2003年にかけて起こった日本のODAの変化について、その全体像をまとめておきたい。これらの変化は、1 - 1で述べた幾つかの

提言を背景として、日本政府内部で議論が起こり、その結果、日本政府が決定したものである⁸。

ODA システムの枠組みを見直す動きとしては、以下がある。

- ODA 大綱の見直し
- 「ODA 総合戦略会議」の設置
- 「国別援助計画」の重視

従来の ODA システムの、いわばゆがみを是正するという趣旨で見直されたものとして、以下がある。

- 「債務削減無償資金協力」の廃止
- 「無償資金協力実施適正会議」の設置

ODA をより効果的に実施するために、新たな政策として打ち出されたものとして、以下がある。

- 「資金協力連絡会議」の設置
- 「無償資金協力」、「技術協力」、「円借款」の連携
- 「現地 ODA タスクフォース」の設置
- NGO との連携強化

2. 枠組みの改革

2 - 1 「ODA」大綱の見直し

2003 年 8 月、新たな、わが国としては 2 回目の「政府開発援助大綱」(以下、ODA 大綱という。)が閣議決定された。最初の ODA 大綱の閣議決定は 1992 年であるから、11 年ぶりの見直しとなった⁹。ここでは、見直しの中心となった「国益」議論、新たな視点として追加された「人間の安全保障」と「平和の構築」について論じることとしたい。

2 - 1 - 1 「国益」議論

「国益」を ODA の目的の一つとして掲げることをどう位置付けるかについて考えてみる。「国益」の議論は、どれがより優れているとか正しいとかの判断は困難である。その国民にとっての利益はすべてその人にとっては国益であり、他人が否定することは難しい。

⁸ここで述べたものの他に、「対外経済協力関係閣僚会議」の再開、監査・評価の充実、人材の発掘・育成・活用、タウンミーティングの実施、援助候補案件の事前発表、新しい環境ガイドラインの策定、などもあるが、ここでは触れていない。

⁹ 関連資料は外務省 website でとれる。

www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_1/t_minaoshi/index.html

ここでは、「時間軸の中でどのように「国益」が変化してきたか」、「諸外国と比べてどのような特徴があるか」の2つについて検討する。

今回の見直しの結果、「国益」は明示的に、ODA 大綱の中に掲げられることになった。今回の ODA 大綱の冒頭の部分には、次のようにかかっている。

『 1. 理念 - 目的、方針、重点

1. 目的

日本の ODA の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて日本の安全と繁栄の確保に資することである。 』

このうち「我が国の繁栄と安全」という部分が「国益」を現したものである。1992 年の ODA 大綱には、このような表現はまったくなかったから、今回の見直しで、明示的に表現されるようになったものである。どのような議論があったのか、主な意見について見てみよう¹⁰。

- ・ ODA は、地球規模の問題（貧困や人権、環境保全）を解決すること、国際的合意に向けて貧しい人々を優先的に援助することが目的であり、「国益」や「我が国の安全と繁栄」は盛り込むべきではない。
- ・ ODA は我が国の国益すなわち納税者である国民の広い利益を見据えた戦略的なものであるべきである。特に、国内資源に乏しい貿易立国である我が国が今後も安定的に生存、繁栄していくためには、世界経済の安定と繁栄、我が国と各国の友好関係の維持、発展は勿論、さらには貿易投資等の経済活動をさらに増進することが重要である。
- ・ 国益は確かに重要であるが、目先の小さな国益ではなく、もっと長期的視点に立った国際社会で信頼を得ることが重要。国益については、長期的・短期的スタンス、直接的・間接的国益に分けて考えることが大切である¹¹。

この他にも、さまざまな意見が議論されたが、大別すると、上記の 3 つのようになる。すなわち、「国益を目的とすべきでない」、「明示的に国益を目的とせよ」の完全に相反する 2 つと、「国際社会に平和と繁栄がもたらされる結果としての間接的な我が国の国益を追求すべし」という間接的なものである。

¹⁰外務省は、2003 年の ODA 大綱見直しでは、公聴会、パブリックコメントなど広く国民の意見を聞く機会を設け、その意見を見直しに反映させている。主な意見については、外務省 website (www.mofa.go.jp) に、その内容が紹介されている。ここでの議論は主として外務省 website から引用した。

¹¹外務省ホームページ、ODA 総合戦略会議 第 12 回会合 配布資料より引用。

結局、2002年の見直しでは、明示的に ODA 供与国の利益に言及するが、その記述は「国益」ではなく、「我が国の安全と繁栄」という、わずかに表現振りを和らげたものを使うというところに落ち着いた。一方において、財政難と経済不況の中で、国民の税金を使用する ODA が、国際社会の利益だけを目的とすることはおかしいのではないかという考えがある。他方では、自国の利益をあからさまに目的とすることは志が低いという考えもある。今回の見直しでは、その中間にありながらも、国益を明示的に掲げる方に動いた、ということであろう。

ここで関心の一つは、他国での場合は「国益」をどう扱っているかである。例えば、最大の援助供与国であるアメリカの場合はどうか。1961年にJ. F. Kennedy大統領が法制化した対外援助法(Foreign Assistant Act)にも、「共産主義の蔓延はアメリカ合衆国の安全保障を脅かす。」ということが明確に書かれている¹²。このForeign Assistant Actは現在でも有効な法律であり、したがってここに挙げた安全保障の考え方は今日も継承されている。ただし、1989年以降は、多くの共産主義国が開放経済に移行したために、反共産主義という側面は薄れ、代わりに「民主主義を支援する」という事が言われている。

さらに、9.11.事件の後には、安全保障と援助の関係を再確認するような政策方針が出されている。国際開発庁(AID)の最近の資料では、「通常の軍事力、情報活動、法の執行(Law Enforcement)、および外交活動は、テロ問題の対応策として有効であるが、テロ問題の原因には働きかけない」ことを背景として、途上国の自由と民主主義を守るために援助を活用すべきであるとしている(USAID 2002)。

また、AIDよりはるかに活動規模が小さいが、その存在もあまり知られていないが、貿易開発庁(Trade and Development Agency ; TDA)というのがあり、こちらは設置法により「アメリカの雇用を促進する」がうたわれており、グラントによるF/S調査(事業化調査)などを行っている。これも明示的に援助国の利益を追求するという考え方である。

アメリカとはまったく別の方向を向いているのがイギリスである。イギリス国会は、ODA 供与の基本法として2002年に国際開発法(International Development Act 2002)を制定しているが、この中にはイギリスの国益に関する記述は一切出てこない(Dfid 2002a)。また、国際開発省(Dfid=Department for International Development)の援助政策を取りまとめた白書(White Paper)にも、ひたすら途上国利益について書いてあるだけで、イギリスの利益については何ら触れられていない(Dfid 2000)。さらに Dfid と財政当局との間に取り交わされた Public Service Agreement は、Dfid が使う国家予算の目的について明示的に規定しているが、これにもイギリスの利益は出てこない(Dfid 2002b)。

イギリスの援助は全額がグラントである。グラントの場合はアメリカ、日本のように自国製品を使用することを義務付けることが多いにもかかわらず、イギリスは2001年4月以降すべてをアンタイド化している。イギリスの場合は、ODA は途上国のために使うべ

¹² USA(1964)、Sec.101。この法律は現在でも有効である。

きで、自国の利益のものではないという考えがあるように見える。

以上両極端の2カ国だけ外国の事例を見たが、援助に対する国民の考え方が国によって大きく異なることが理解できると思う。日本の場合、最初のODA大綱を定めた1992年の時点では、「援助はあからさまに自国利益を掲げず行う」という意見が主流であったが、2003年の時点では、「税金を使う以上自国への利益も追求する」という考え方が表面に出てきたと言える。そして日本のこのような変化は、国際社会の中であって、とりわけ異質ではないと考えてよい。アメリカのように、さらに強く「国益」を掲げる国もあるからである。

2 - 1 - 2 「人間の安全保障」と「平和の構築」

ここでは、2003年のODA大綱に新たに加わった「人間の安全保障」と「平和の構築」という2つの項目について議論する。「人間の安全保障」はODA大綱の5つある基本方針の2番目に登場する。「平和の構築」は4つの重点課題のうちの4番目に出てくる。まず「人間の安全保障」なる概念がどのような内容をもつのかについて議論し、ついで「平和の構築」に関連した議論を紹介する。

「人間の安全保障」は、もともとは国連開発計画（UNDP）が1994年の「人間開発報告書」の中で発表したものである（UNDP 1994）。そこでは、「人間の安全保障は、飢餓、病気、汚染、麻薬、テロ、民族紛争、社会の崩壊など……からの安全保障であり、人間の生活や尊厳にかかわることである」として、「人間の安全保障」の必要性を訴えた。

その後しばらくの間は「人間の安全保障」は動きがなかったのだが、1998年当時の小淵外務大臣はこの概念の持つ政策的な有効性に着目し、国際会議などで人間の安全保障の重要性を訴えた。さらに小淵総理を継いだ森総理によって国連に「人間の安全保障委員会」の設置が呼びかけられた。このような経緯があるため、自民党議員の中には「人間の安全保障」という概念について大変強い支持をしている人々が少なくない。

国連の「人間の安全保障委員会」は、緒方貞子国連難民高等弁務官（当時）と経済学者のアマルティア・セン教授（ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ）を迎えて、活発な議論が行われた。2003年5月に出された最終報告書は、150ページ以上に及ぶ大部になっており、これまで必ずしも注目されてこなかった人間の安全保障について取りまとめている（www.humansecurity-chs.org）。これらを簡潔に要約するのは困難であるが、結論部分の一部を紹介しよう。

『委員会は以下の分野における政策的結論に達した。

- i. 暴力を伴う紛争下にある人々を保護すること。
- ii. 武器の拡散から人々を保護すること。
- iii. 移動する人々の安全確保を進めること。
- iv. 紛争後の状況下で人間の安全保障移行基金を設立すること。

- v. 極貧下の人々が恩恵を受けられる公正な貿易と市場を支援すること。
- vi. 普遍的な生活最低限度基準を実現するための努力を行うこと。
- vii. 基礎保健サービスの完全普及実現に、より高い優先度を与えること。
- viii. 特許権に関する効率的かつ公平な国際システムを構築すること。
- ix. 基礎教育の完全普及によりすべての人々の能力を強化すること。
- x. 個人が多様なアイデンティティを有し多様な集団に属する自由を尊重すると同時に、この地球に生きる人間としてのアイデンティティの必要性を明確にすること。』

それでは具体的にこれらが、どのように ODA の方針とリンクするのだろうか。従来の ODA とは異なった分野に支援が向けられるのだろうか。国連に「人間の安全補償基金」という信託基金がある。これは、日本のイニシアティブにより、1999 年に創設されたものであり、国連機関が「人間の安全保障」のために行う事業を支援するものである。したがって、この基金の活動実績を見ることにより、今後日本が「人間の安全保障」として、どのような ODA 事業を行うか、参考にすることができよう。この基金のこれまでの支援対象分野として、次のようなものがある（外務省 2003c）。

貧困関連分野：コミュニティ復興、職業訓練、食糧増産、児童保護
 保険医療分野：母子保健、HIV 等感染症対策、公衆衛生改善
 難民支援分野：難民支援、国内難民支援
 紛争関連分野：旧兵士に対する社会復帰支援、職業訓練
 犯罪関連分野：人身売買対策、麻薬対策

支援の対象としては、一部は従来の ODA と重なる分野があるように思えるが、難民支援や兵士の社会復帰などは従来型の ODA では十分な支援は難しい分野である。また、いずれの案件も、途上国政府の開発プランに沿って実施される事業というよりは、個々の人間に着目して、人間の本来持つべき生活や尊厳を守るために実施される事業という点では、従来の ODA とは明らかに異なっている。

「人間の安全保障」は字句的にはわかり易いのだが、正確に理解する事は、なかなか難しい。字句のみで理解しようとすると、誤解される場合も多いだろうし、勝手な解釈が拡大する可能性も大いにある。解釈の拡大は、ODA の無駄遣いに繋がるから、避けなくてはならない。「人間の安全保障」の重視という ODA 大綱の精神がしっかりと守られ、これまで途上国政府の政策や従来型の ODA が取り組まなかった分野で、効果をあげることを期待したい。

もう一つの、ODA大綱に加わった新たな項目が、「平和の構築」である。従来からも、

復興支援などは行われてきた¹³。しかしその場合であっても、開発援助の一環として、ODAが実施されてきた。たまたま被援助国が、紛争直後の状況にあったために、その国の開発という視点から復興支援が選ばれてきたという理解である。しかし、今回は明示的に「平和の構築」としたところが、新しい変化である。

従来の考え方では、平和は、政治と軍事によって当該国が築くものであった。しかし冷戦の終了以降、当該国自身による平和の構築が困難である場合には、国際社会が積極的に平和を訴え、時として具体的支援を行うようになった¹⁴。今回新たになったODA大綱は、このような支援の一つとして、ODAを使用しようとするものである。

それではこのような変更が ODA 実施にどのような影響を及ぼすのだろうか。まず、最初に考えられることは、援助額の国別・地域別配分の変化である。「平和の構築」を明示的な重点課題として掲げたことは、平和の構築が必要とされる国・地域に対する支援が増加することとなる。多くの途上国には「貧困」の問題は存在しても、「平和の構築」の問題はない場合が多い。したがってこれら大半の途上国から、一部の限られた紛争経験国に ODA の配分がシフトすると思われる。

また、スリランカの場合のように、一国の中での地域配分が変化する場合もあるだろう。スリランカは 19 年ぶりに民族紛争の停戦を達成し、現在、和平プロセスにある。紛争期間中は、国土の北東部地域は、紛争が激しいために、開発事業を行うことが出来なかった。現在スリランカ政府は和平を達成するためにも、経済開発の遅れた北東部地域を優先的に開発しようとの政策に転換しており、援助する側もこれを支持している。

もう一つの変化は、ODA 実施のスピードである。復興支援は、一般に緊急性を伴う。アフガニスタンでもイラクでも、多くの基礎インフラが紛争のため破壊されてしまった。これらを復旧し、生活基盤を整備することは、当然、早ければ早いほど便益があがる。幸いなことに、新たに道路を建設するときには代替案との比較など、事業化調査 (F/S) が必要であるが、破壊された道路を復旧するには F/S は必要ない。日本の ODA 実施のスピードさえ速くなれば、緊急性に応えることが出来る。事実、アフガニスタンとイラクの支援では、日本政府の ODA 実施のスピードは非常に早くなっている。

第 3 の違いは、ODA 対象案件が、新規建設ではなく再建案件が圧倒的に多いということである。このことは、上に述べたように F/S が不要であることを意味するだけでなく、環境調査など通常の案件であれば、大いに時間とコストを必要とする事前の調査が不要で

¹³例えば、世銀は古くから中東各国で復興支援を行ったし、援助の先駆けと言われるマーシャル計画は、アメリカのヨーロッパに対する戦後復興支援である。日本も、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、東チモール、アフガニスタン、イラクなどで復興支援を行っている。

¹⁴ コソボのケースは、個人の人権を国家主権よりも重視したという意味で政治思想として新しい意味を持つ。EU・NATOはコソボ住民の人権を守るために、旧ユーゴスラビア政府による住民圧迫を排除し、空爆まで行ったが、住民自治認めるも、コソボの独立は認めなかった。この点については、山崎 (2003、pp18、22) 参照。

あることを意味する。また、再建であるため、事業効果についても事前に正確に明らかにすることが可能であり、プロジェクト間の優先順位をつけやすいというメリットがある。

第4に、紛争の直後は、プロジェクトを実施する援助受入れ側の体制が整っていない場合が多い。最近では、援助の成功は、途上国のガバナンスや制度的能力に大きく依存していることが明らかになっているが、紛争直後の国ではこれらの能力が著しく低下している場合が多い。したがって、ODA 実施にあたっては、通常の場合よりはるかに手厚く実施の段取りを検討したり、いわゆる Institutional Capacity Building を同時並行的に行ったりという配慮が必要である。

このことと深く関連するが、第五に、金融セクターの支援は後回しする必要がある。ほとんどの経済インフラと、教育、医療の社会インフラは緊急に再建・復興させる必要があり、かつ直ちに再建・復興させてよい。しかし、金融セクターは、ガバナンスや制度的能力が大きく低下している段階では、慎重な対応が必要である。復興段階で、民間経済活動を支援する目的をもって、開発銀行などへの資金協力がしばしば要請されるが、開発銀行の実施能力に問題があるような場合には、金融セクターに混乱を生ずるだけである (Haughton 2002)。

さて、このような「平和の構築」支援が、ODA 全体と比べてどの程度の大きさを占めるものであろうか。既に公表されている 2001 年の ODA 実績から、東チモール、アフガニスタン、パレスチナ自治区、コソボ自治区に対する純支出額を取り出してみると、その合計は 31.53 百万ドルとなっている。同年の日本の ODA 総額は、7,452.04 百万ドルであったから、「平和の構築」のシェアは 0.4%程度に過ぎない (外務省 2003b、図表 III-16)。

しかし、2002 年にはアフガニスタンに対する ODA が大幅に増えているし、スリランカの和平プロセス支援も開始されているから、「平和の構築」のシェアは増えているはずである。2002 年の国別 ODA 実績はまだ発表されていないので、純支出額での分析は出来ないが、交換公文ベースでの把握が可能である。表 3 は、2002 年度について、援助の形態ごとの「平和の構築」関連案件のシェアを計算したものである。純支出ベースと交換公文ベースでは厳密な比較は出来ないが、2001 年には 0.4%程度であったシェアが 2%程度に拡大している。「平和の構築」関連案件のニーズは国際情勢に依存するから、正確に今後の動きを予測するのは困難であるものの、イラクに対する復興支援が本格化した場合には、さらにこのシェアは上昇するだろう。「平和の構築」は、これからの日本の ODA の中で、金額的にはさほど大きくはないが、一つの日本の政策として、重要な一角を担っている。

表3 2002年度 交換公文締結と平和構築関連案件 (億円、%)

| 形態別 | 全体額 | 平和構築関連案件 | %シェア |
|--------------|---------|----------|-------|
| 無償資金協力 | 1741.25 | 97.94 | 5.6% |
| NGO 支援無償資金協力 | 5.91 | 2.24 | 37.9% |
| 草の根無償資金協力 | 94.98 | 11.51 | 12.1% |
| 円借款 | 6600.75 | 61.87 | 0.9% |
| 合計 | 8442.89 | 173.56 | 2.1% |

出所：外務省 website より作成 (www.mofa.go.jp)

注：1 平和構築案件として計上したものは、東チモール、フィリピン/ミンダナオ地区、アフガニスタン、パレスチナ自治区、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ自治区については、すべての ODA、そのほかの国/地域に関しては、地雷除去支援、難民支援など明らかに平和構築に関連するものとした。

2 「技術協力」については、統計の制約により計上していないが、平和構築では重要な役割を果たしている。

3 円借款の交換公文合計額には、債務繰り延べに関するものは除外してある。

2 - 2 「ODA 総合戦略会議」の設置と「国別援助計画」の重視

外務大臣の私的諮問懇談会として、2001年5月「第2次 ODA 改革懇談会」が設置された。懇談会のメンバーは、学識経験者、報道関係者、財界、NGO (非政府組織) 等の有識者で、懇談会は2001年5月から2002年3月までの間に、合計15回行われた。そこでの結論の一つとして、「ODA 総合戦略会議」を設置すべきであるというのがあった (外務省2002c)。

「ODA 総合戦略会議」が設置された直接の原因は、「第2次 ODA 計画懇談会」での議論ということになるが、その背景には、ODA をもっと戦略性を持って使用すべきだという意見があった。これまでの ODA 政策に戦略性が不足するので、戦略性を増やせという意見である。日本の ODA が、各省庁毎に行われている点は良く知られている。平成15年度予算を見ると ODA 予算を得ている省庁は次のとおりである (表4)。実に、13省庁が ODA 予算を得ている。

表4 省庁ごとの ODA 事業予算

(百万円、%)

| | 平成 15 年度 | 平成 16 年度(要求) | | |
|----------------|------------------|------------------|---------------|------------|
| | 予算額 | 要求・要望額 | 増減額 | 伸 率 |
| 内閣本府 | 1,106 | 1,073 | 33 | 3.0 |
| 警察庁 | 60 | 37 | 23 | 38.1 |
| 金融庁 | 125 | 124 | 1 | 1.1 |
| 総務省 | 979 | 972 | 7 | 0.7 |
| 法務省 | 423 | 411 | 13 | 3.0 |
| 外務省 | 518,747 | 596,020 | 77,274 | 14.9 |
| 財務省 | 913,222 | 915,170 | 1,948 | 0.2 |
| 文部科学省 | 55,881 | 52,041 | 3,839 | 6.9 |
| 厚生労働省 | 13,307 | 12,952 | 355 | 2.7 |
| 農林水産省 | 18,296 | 17,700 | 596 | 3.3 |
| 経済産業省 | 36,316 | 41,427 | 5,111 | 14.1 |
| 国土交通省 | 1,177 | 1,163 | 14 | 1.2 |
| 環境省 | 208 | 605 | 397 | 191.3 |
| 計(事業規模) | 1,559,846 | 1,639,694 | 79,849 | 5.1 |
| 回収金 | 402,808 | 407,369 | | |
| 合計 | 1,157,037 | 1,232,326 | 75,288 | 6.5 |

ODA 事業予算には、上記のほか特殊法人等から独立行政法人化された機関が行う事業が見込まれる。

出所：外務省 website (www.mofa.go.jp)。

表4を見ると、外務省と財務省の予算額は、全体の ODA 事業規模の 91.8%(平成 15 年度)であり、したがって ODA の大半が外務省・財務省予算のもと、JBIC、JICA のような実施機関で行われていることになる。しかし、13 もの省庁が ODA 政策に関与するというのは、省庁間の調整が大変であろう事は容易に推測される。これらを取りまとめて戦略的に ODA 政策を実施するためには、どこかに司令塔機能がなくてはならない。そのために、まず有識者からなる助言機関を作ろう、というのが「ODA 総合戦略会議」を設置した理由の一つである。

それでは、ODA 政策を戦略的に実施するとはどのような事を意味するのであろうか。その答えが、「国別援助計画」である。途上国の状況は当然国ごとに大きく異なる。教育、医療セクターの整備を行う事により、人的資本の増強が貧困削減に最も効果的となる国もある一方、基幹インフラの整備により生産活動の拡大が最も貧困削減に効果がある国もある。国ごとに開発戦略が異なれば、国ごとに ODA 政策を作らなくてはならない。そのため、「国別援助計画」を作って、国ごとに最も効果的な開発戦略を分析し、それに則して ODA を実施しようとするものである。

もう一つの「国別援助計画」の重要な役割は、日本の ODA 政策を明示的に示すことである。

「国別援助計画」は2000年から作成が開始されていた。しかし、当初作成された「国別援助計画」は、「わが国として取り組むべき重点分野を十分に絞り込んだものとはいえない。国別援助計画の大胆な重点化を図る必要がある。」との批判があった（外務省 2002c）。これは、「国別援助計画」の作成の方法として、関係各省庁がそれぞれ独自の意見をいうプロセスが含まれている事と関連している。すなわち、関係省庁は、「しばしば縦割り」となり、足並みをそろえないためである¹⁵。

開発援助は、とりわけ、農業政策と通商政策に関連していると言われる。途上国が日本の援助によって農業生産を増大させることが、日本の農業にマイナスの影響を与える可能性があるという点である。同様に、途上国のインフラや制度の整備を行うには、日本の貿易・投資政策と関連して検討すべきだと言う視点である¹⁶。したがって、関係省庁ごとに異なった視点で、ODA政策を検討する可能性があり、これらの異なった意見をすべて盛り込んで「国別援助計画」を作成すれば、重点分野が十分に絞られていないODA政策が出来るという訳である。

このような可能性を排除するためには、関係省庁が共通して目的とすることが出来る政策がどこかで作られなくてはならない。そのための第一歩として、有識者を集めて「ODA総合戦略会議」を開催し、そこで国別援助計画を議論することになった。「ODA総合戦略会議」は、ODAの司令塔として議論を行い、その結果を外務大臣に提言する。外務省はこれを受けて、ODA政策を作成するという訳である。これまで関係省庁がともすれば縦割りに行ってきたことに、大いに改善をもたらすことを期待したい。

3. ゆがみの是正としての改革

3-1 「債務救済無償資金協力」の廃止

2002年12月10日、川口外務大臣は、「円借款債務の救済は、債務救済無償資金協力で代えて国際協力銀行の円借款の債権の放棄により実施することとする。」と発表した（外務大臣 2002b）。これは、それまで「債務救済無償資金協力」という方式で、途上国の円借款債務の救済を行っていたものを、円借款の債権者である国際協力銀行の直接の債権放棄による方式に変更すると言うものである。

日本による途上国の債務救済は、1973年から始まっている（外務省 2003b、資料編第3章第1節）。国連貿易開発会議（UNCTAD）において、援助国各国が足並みをそろえて一斉に債務救済措置をとることが決定され、日本もこの決議に従い、債務救済をすることになった。日本の場合は、債務救済の方法として、救済する金額を一旦途上国より返済させた後、同額を無償資金協力として途上国に供与するという方式を採用した。UNCTADの貿易開発理事会（TDB）での決定を受けた措置であったため、日本では「TDB無償」と

¹⁵ OECD(2003)。DAC Peer Review は、「援助審査」と訳されるが、本来は「同輩による審査」という意味であり、援助国が援助国を審査するというのが面白い。2003年の日本の審査は、アメリカとEUが担当した。

呼ばれている。

さらに、1995 年になると、G7 サミットでも途上国の債務の問題が議論の対象となり、1996 年G7 リヨン・サミットで重債務国(HIPCs: Heavily Indebted Poor Countries)の債務を持続可能な水準にまで引き下げることが合意された(外務省 2003b、資料編第 3 章第 1 節)。日本の場合、こちらも同様に、債務削減額を一旦途上国より返済させ、その後同額を無償資金協力として供与するという方式を採った。これは「HIPCs 無償」と呼ばれ、「TDB 無償」と「HIPCs 無償」を総称して「債務救済無償資金協力」と呼んでいる。日本以外のG7 国は、原則として債権放棄方式を採った¹⁷。

「債務救済無償資金協力」は、一旦債務を返済させることにより、途上国のモラルハザードを回避する効果があるとされている。日本は、自らの経験として、昭和初期に政府が諸外国から借り入れた公的債務については、第二次大戦中の期間ですら、返済を継続してきたし、このことがその後の国の信用力の基礎となったと考えている。そのため、モラルハザード回避は非常に重要であり、安易な債務削減は債務国にとっても望ましくないと考えられる傾向があった。

しかし、1970 年代のオイルショック後の時代や 1990 年代の途上国の状況は、一旦返済を行うだけの資金的な能力も十分でなく、重い債務返済の負担が、債務返済能力を低下させ、次の借入れを困難にするという悪循環に陥っていた¹⁸。そのため、「債務救済無償資金」協力による債務の救済は、一部の途上国にとっては大きな負担となっていた。

また、途上国側から見ると、債務救済無償資金協力方式では一度に債務が帳消しになるわけではなく、返済期日ごとに一旦返済し、同額無償供与を受ける方式である。このため、統計上の債務は、期日ごとに減少はするものの、最終返済日まで存続する。したがって途上国のバランスシート上、依然として一部の債務が残っているように見えることになり、対外的な途上国の信用力に問題があるのではないかとの疑問を引き起こす可能性がある。G7 やパリクラブのような国際的な場で、債務国によって債務救済が約束されながらも、その方法が複雑であるために、債務救済の恩恵が損なわれかねないという問題があった。さらに、日本国民から見ても、円借款の債務を、途上国に成り代わって日本の税金で肩代わりをしているのではないかという疑惑や、「債務救済無償資金協力」は複雑で分かりにくい、という批判もあった¹⁹。

これらを背景に、「債務救済無償資金協力」は 2003 年 3 月をもって廃止され、4 月以降は国際協力銀行による債権放棄に引き継がれることになった。この変更は、多くの途上国から歓迎されたばかりでなく、内外の開発関係者からも歓迎された(吉村 2002、荒木 2003)。

ここで注意しておきたいのは、債務救済の規模である。新制度によって国際協力銀行の

¹⁶ 政策一貫性の必要性については、小浜(2003)を参照。

¹⁷ フランスは、債権放棄と債務削減無償とを併用している。

¹⁸ 債務問題については、Sachs(1989)、Serieux・Samy(2003)参照。

債権放棄の対象となる額は、従来の債務救済無償によって救済されるべき額と何一つ変更されていない。債務救済の対象額は、かつて日本政府が、G7メンバー国などと共に債務を救済しようとした国際約束を上回って行われるものではないのである。言い換えれば、新たな支援として、債務救済の枠を広げたのではなく、債務救済のやり方を変えた、ということである²⁰。

3 - 2 「無償資金協力実施適正会議」の設置

「無償資金協力実施適正会議」は、無償資金協力の適正な実施と透明性の向上を図ることを目的として、2003年1月、設置された。委員は、金融、開発経済、法律、会計の専門家、NGOの5人である(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_1/sei_1f.html)。ここでは、このような会議が必要とされた背景と、日本のODA政策の中での位置付けについて見てみたい。

ODAに、無償資金協力、技術協力、円借款と3つの協力形態がある中で、取り立てて無償資金協力に焦点を当てて透明性の向上を図るとしたのは、二つの側面があると考えられる。一つは、地球環境問題、HIV/AIDSなど感染症対策などの従来からの無償資金協力が得意とする分野に加え、人間の安全保障や平和の構築など新たにODAの重点として加わった分野を対象とする援助モダリティとしてより積極的に活用して行こうという期待である。もう一つは、これまでの無償資金協力が不透明である、あるいは、分かりにくいという批判である²¹。

人間の安全保障として取り組む事業は、便益の大きさや経済性によって優先順位をつけて実施するタイプの事業ではなく、経済性や市場原理からは選択されるものではない。しかし、人間としての生活や尊厳を維持する上で重要かつ必要な事業である。その点において人間の安全保障は、返済を求める円借款より、無償資金協力の方が適していると言えるかもしれない。また、平和の構築については、平和が脅かされているような状況では、途上国政府は経済的にも困難であろうから、返済を求めるのではなく、無償資金を供与した方が良い場合もあるだろう。このような新たな重点分野での無償資金協力の活用の可能性は大きいと思われる。

無償資金協力についての批判としては、対象案件の選定プロセスがわかりにくいというものがある。また、物資の調達に関して企業の不正行為が行われる可能性があるのではないかと、事業全体をしっかりと監査するメカニズムを作るべきである、といった意見もある。特に、これまでしばしば無償資金協力に関連して、企業や政治家による不正疑惑が起こったことを考えると、国民からは不透明と見えるのも否定できない。ただし、その不透明さ

¹⁹外務省改革に関する「変える会」最終報告書(2002)、アクションプログラム及び別添。

²⁰債務救済の規模については、詳細は公表されていないが、川口大臣の記者発表(2002b)では、32カ国、総額約9000億円、との言及があった。

²¹批判については、外務省改革に関する「変える会」最終報告書(2002)、アクションプログラム及び別添。

は、不正が存在した事実そのものを批判すると言うよりは、案件選定プロセスや物資調達の実態があまり知られていないために、一度疑惑が報道されると無償資金協力システム全体が不透明と感ずるといふ可能性もあるだろう。

このように、期待と批判との両方から無償資金協力の透明性を高める必要があるとされた訳だが、それでは無償資金協力の透明性を低下させ、分かりにくくしている原因はどこにあるのだろうか、検討してみたい。

第一に、無償資金協力の内容が非常に複雑に見える点である。無償資金協力のメニューに相当する内部カテゴリーの数を数えてみれば、非常に多くのメニューが存在することがわかる。2002年度の無償資金協力の予算は表5のとおりであり、内部カテゴリーの数を各年度ごとに整理した表が表6である。2002年度の内部カテゴリー数は全体で22にも上っている。

表5 2002年度の無償資金協力

(単位：億円)

| | | | 2002年度 |
|----------|----------------|-------------|----------|
| 経済開発等援助費 | | | 2085.66 |
| (イ)一般無償 | 一般プロジェクト | (広域開発無償) | (20.00) |
| | | (感染症対策無償) | (100.00) |
| | | (情報技術無償) | (65.00) |
| | | (カバナンス無償) | (10.00) |
| | | (地球環境無償) | (50.00) |
| | | (対人地雷対策無償) | (27.00) |
| | | (ソフト支援無償) | (60.00) |
| | | (子どもの福祉無償) | (30.00) |
| | | (リハビリ無償) | (30.00) |
| | | (人造り拠点支援無償) | (20.00) |
| | | 債務救済 | |
| | ノンプロ無償 | | 380.00 |
| | 草の根無償 | | 100.00 |
| | NGO支援無償 | | 20.00 |
| | 留学研究支援無償 | | 42.50 |
| (ロ)水産無償 | | 77.00 | |
| (ハ)文化無償 | | 26.00 | |
| (ニ)緊急無償 | | 222.00 | |
| 食糧増産等援助費 | | | 235.12 |
| | (イ)食糧援助(KR) | | 107.4 |
| | (ロ)食糧増産援助(2KR) | | 127.72 |
| 合計 | | | 2320.78 |

出所：外務省 website より作成 (www.mofa.go.jp)。

表6 無償資金協力 内部カテゴリー数

| 年度 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 内部カテゴリー数 | 10 | 11 | 13 | 16 | 17 | 20 | 22 | 23 | 14 |

出所：外務省 website より作成 (www.mofa.go.jp).

例えば、「一般プロジェクト無償」のうちの「広域開発無償」は、2002年度に新たに加えられたメニューであり、複数国が裨益するプロジェクトへの支援を行うものとされている。このような支援は2001年度以前も行われてきたから、明示的なメニューがなくても同様の支援をすることは可能であったが、政策的な意図を明らかにするという趣旨で新たなメニューとして登場したものと解される。政策的な意図を明らかにし、広くODAの内容を理解しやすいものにするのは大いに歓迎されるべきことである。しかしその結果、内部カテゴリーの数が急速に増加し、かえって理解しにくいものになっていた可能性がある。

ODAのメニューとして様々なものがあるというのは、望ましいことである。しかしその数が多すぎると、国民の目には分かりづらいものに映るという問題が生じる。むしろ、途上国ごとにしっかりと「国別援助計画」を作成し、そこでODA政策を明らかにするという方法が望ましい。2-2で述べたように、国ごとに開発戦略は大きく異なっている。国ごとに分析を行った上で、「国別援助計画」を戦略的に作成し、ODA政策を明示的に示すことが重要である。

表6にあるように、2004年度には、予算上のメニューの数は大幅に整理され、14となっているのは、この点から見て大きな改善である。今後は、「国別援助計画」のなかで、日本としてのODA政策を明示し、日本国民と国際社会に対してメッセージを発信することが期待される。

もう一つの無償資金協力の透明性に陰りを落としているものが、物資の調達プロセスである。「一般プロジェクト無償資金協力」の場合、調達は原則として一般競争入札が行われる²²。入札の結果は情報公開されているにもかかわらず、なぜ透明性が低いと見られるのだろうか。ひとつには、不正疑惑が実際に発生するためであろう²³。いくつかの不正疑惑の中で共通して指摘されていることは、入札の「予定価格」が事前に漏洩しているのではないかという点と、入札参加企業の間で「談合」があるのではないかと、というものである。

実際の不正の内容は、不正なるが故に闇に隠れていて、十分な議論できるほどの事実は明らかではない。推論のみによる議論は避けたい。しかし、実際の援助の現場を見ていて、以下の点を提案したい。

一つは、「予定価格」についてである。国際的な援助システムでは、「予定価格」は存在

²² 一般競争入札とは、誰でも参加できる入札を言い、一定の資格をもつものだけが参加できる限定競争入札と区別される。

²³ 日本経済新聞(2002)では、モンゴル「第4次村落発電施設改修計画」に関連する商社の不正疑惑が報道された。

しない。無償資金協力では日本の国内における公共事業と同じ入札方法を採用しているため、国内の公共事業と同じ問題が生じる可能性がある²⁴。世銀やADBのプロジェクトでは「予定価格」はなく、応札された札の最も安値のものが落札する。提案としては、「予定価格」を廃止して、国際的な入札慣行を採用してはどうだろうか。

もう一つは、「談合」の問題である。「談合」は第一義的には、入札参加者のモラルの問題であるのは当然である。しかしながら、そのモラルが常に守られると考えるのは適切ではない。監視と懲罰のフレームワークがなければ、ルールが遵守される保障はない。そこで2つ提案したい。第一は、日本側で監査制度を強化することである。本項のテーマである「無償資金協力実施適正会議」を、その一部を成すものと位置付けてはどうか。さらに、2003年以降外務省が第三者機関による監査と抜き打ち監査制度を導入したことは、これに大きく貢献するだろう。

第三は、途上国の側において、会計検査制度を強化・確立するよう途上国に働きかけることである。自国に不正がある可能性を外国から指摘されるのは愉快に思われない場合もあるから、このような働きかけは困難を伴うこともある。しかし、援助側、非援助側が共に便益を受けるわけであるから、会計検査制度が脆弱な国にODAを供与する場合には、このような働きかけを行うことが望まれる。

4．効果的なODAのための改革

国際的な援助の社会では、9・11同時多発テロ以来、ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けて各国が援助額を増額するなど、活発な動きを見せている。日本は、財政的事情から、ODAを増額することは困難な状況である。そのため、ODAの効率を向上させることで、従来以上の貢献をしようと努力している。これまで、さまざまな事情で出来なかった効率改善策も、実施されつつある。

4 - 1 「資金協力連絡会議」の設置

「資金協力連絡会議」の新設は自民党のODA改革ワーキングチームの提言の中で提唱された。その提言の中で、これまでのODA政策に関連する府省庁・実施機関の体制について次のように述べている(自民党2002)。

「現状では、戦略的ODA実施のための各府省間連携は不十分である。それは、有償資金協力、無償資金協力、OOF(ODA以外の公的資金)、貿易保険、国際機関経由の資金協力スキーム全体を府省横断的に把握し、被援助国への資金の流れ全体を調整する枠組みがないことが主たる原因である。」

すなわち、援助モダリティごとに個別の省庁によって担当されており、省庁間の調整が

²⁴小泉(2002)は、国内の入札システムと国際的な援助システムの違いとして、予備費が計上できないこと、設計変更・追加工事が困難なこと、工期が年度に縛られること、出来高払いが認められないことなどを挙げている。

十分ではないとの指摘である。資金協力を担当する省庁・実施機関は、表7のようになっている。それぞれの資金協力モダリティの性質により、異なった政策的視点からの検討が必要となるため、モダリティごとに少しずつ異なる省庁・実施機関が担当している。

表7 資金協力を担当する主な省庁・実施機関

| 資金協力モダリティ | 主として担当する省庁 | 主として担当する実施機関 |
|--------------|---------------|--------------|
| 有償資金協力 | 外務省、財務省、経済産業省 | 国際協力銀行(JBIC) |
| 無償資金協力 | 外務省 | 国際協力機構(JICA) |
| OOF(その他公的資金) | 財務省 | 国際協力銀行(JBIC) |
| 貿易保険 | 経済産業省 | 日本貿易保険(NEXI) |
| 国際機関経由資金協力 | 財務省 | - |

有償資金協力や無償資金協力のODAを供与する場合でも、OOFや貿易保険、国際機関経由資金協力が、その途上国にどのように供与されているのかをよく踏まえて、総合的にODAの検討をすべきである。開発は所得の増加が目的であり、そのためには資本蓄積が必要であると考えていた時代には、各援助モダリティが別々に供与されていても、経済性という単一の基準さえ満たしていれば、その目的はかなえられると考えられていた²⁵。しかし、開発は制度と一体をなしていると言う考えや、人的資本の蓄積が重要であると言う考えに立脚すれば、各援助モダリティをいかに組み合わせるかによって効率が異なってくる。したがって、各省庁・実施機関がよく連携を取り、情報を共有して政策を議論することは、きわめて望ましい。その連携のために新たに設置されたのが「資金協力連絡会議」である²⁶。

「資金協力連絡会議」は、2002年11月より毎月1回開催されている。これに参加するのは、外務省、財務省、経済産業省、国際協力銀行、国際協力機構、日本貿易保険である。この会議では、ODAの担当部局のみならず当該国・地域の担当課、国際機関の担当課など関連する部局からも参加し、時に応じて現地大使館の経済協力担当官も参加している。「資金協力連絡会議」では、このように広く日本の外交政策、通商政策などに関連した総合的な議論が精力的に行われている。従前と比べて大変に大きな改善となっていると考えられる²⁷。

4 - 2 「無償資金協力」、「技術協力」、「円借款」の連携

OECD DAC(開発援助委員会)が2003年に行った対日援助審査により行われた勧告には、次のような一文があった(OECD 2003)。

²⁵ この点については、Easterly (2001), Chapter 2 参照。

²⁶ 自民党ODA改革ワーキングチームが提言の内容について議論していた時期にも、関係省庁・実施機関を一元化して、「援助庁」を作るべきではないかという議論があった。しかし、それでは、日本全体が公的部門をスリム化して行こうという大きな流れに反することになる。そのため、新たな「援助庁」を作るのではなく、現在の省庁・実施機関の連携を強化することにより、効率改善を図り、戦略的なODAを実施することが、現実的であると考えられた。

“ Japan should consider moving away from an instrument based co-operation system to a more country based approach, as well as establishing country budget envelopes. ”

すなわち、援助スキーム別の体制から、より国別アプローチに基づく体制や国別予算の設定に移行することを検討すべきである、としている。援助スキーム別の体制とは何であろうか。まず、現状の援助スキーム別体制とその問題点についてみてみよう。

日本の ODA の二国間援助スキームは、「無償資金協力」、「技術協力」、「円借款」の 3 つである。援助ニーズに応じてこれらの異なった仕組みを適応している。他国の二国間援助の場合、ドイツとフランスを除いて、借款は行っていない。このように 3 つの援助モダリティを持つのは日本の特徴である。本来的には、これらの組み合わせが適材適所に行われなくてはならない。

しかし実際には、これら 3 つの援助モダリティがうまく組み合わせられて活用されるには、いくつかの障害がある。第一に、実施体制の問題である。援助モダリティごとに実施の体制が異なっている。「無償資金協力」は外務省と国際協力機構（JICA）、「技術協力」は国際協力機構（JICA）、「円借款」は国際協力銀行（JBIC）がそれぞれ実施機関となっている。実施機関が異なること自体が致命的な障害となることはないが、相当量の調整を行う必要がある。しかし、調整はそれ自体がコストであるから、各機関とも可能な場合には調整を避けてコストを引き下げたいと考える。調整を行うだけのインセンティブ・システムがなくては調整は行われにくいのである。

ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けて各国が援助額を増額する中で、日本は財政的事情から ODA を増額することは困難であり、そのため、ODA の効率を向上させなくてはならないことは、前に述べた。このことが上記のインセンティブとなることを期待したい。そのために、ODA 政策の目標を日本の対外貢献を高めることと明示的に認識することを提案したい。援助モダリティごとにそれぞれの政策目標があるのではなく、3 つの援助モダリティをより有効に組み合わせ、ODA トータルとしてどれほどの国際貢献が出来たか（出来るか）を ODA 政策の目的とするのである。。ODA トータルとしての効率性を高めるためには、途上国の置かれた局面をどう捕らえるか、どのような方法で次の発展に臨むか等の点から、日本としてどのような貢献が出来るのか議論される必要がある。3 つの援助モダリティの共通した認識として、この点を踏まえなくてはならない。そしてそのためには、2 - 2 で触れた「国別援助計画」が重要となってくる。国ごとに日本としての貢献策を 3 つのモダリティを総合した形で、策定することが強く望まれる。

第二に、途上国における手続きの問題である。「無償資金協力」と「技術協力」は、グラント（贈与）である。これに対して、「円借款」は返済を必要とする借り入れである。多くの途上国において、借り入れに際しては議会・閣議・投資委員会などの承認を必要とする

²⁷残念ながら「資金協力連絡会議」の議事内容については公開されていない。

が、グラントの受け入れについてはそのようなプロセスを必要としないことが多い。そのため、便宜上、日本の ODA については、「無償資金協力」と「技術協力」についての要請を行う時期と、「円借款」の要請を行う時期とを別々にしている場合がある。このことが、3つのモダリティを統合した形で供与する場合の障害となっている。例えば、「円借款」の供与を検討するときに、「無償資金協力」や「技術協力」との協同作業が望ましいことが判明しても、場合によっては次年度まで1年間待たなくてはそれが実現しない。

この要請のタイミングのずれによる問題は、援助のアップストリーム、すなわち案件選定プロセス以前の早い段階、言い換えれば国ごとの開発戦略を議論する段階で、3つのモダリティを念頭に置いてどのような組み合わせが最も目的に合うかを検討することにより回避可能である。国ごとの開発戦略を議論する段階で3つのモダリティをそれぞれどのように活用するかをあらかじめ検討しておけば、たとえ要請のタイミングが異なっても、開発戦略に最適な組み合わせが選ばれるからである。特にこれからの ODA が、資本蓄積を重視した援助から、制度や人的資本を重視した援助に移行するためには、インフラ投資を促進させるだけでなく、同時に制度改善、実施能力強化、人的資本の増強、などが同時に行われなくてはならない。そのために、「無償資金協力」、「技術協力」、「円借款」の連携を十分に行うことが要求されるのである。

4 - 3 「現地 ODA タスクフォース」の設置

2002年12月の自民党 ODA 改革ワーキングチームの提言では、「途上国の現場に『現地 ODA タスクフォース』を構築して、援助計画策定、案件形成、政策協議、評価等に積極的に関与すること」とされていた(自民党 2002、6頁)。これを受けて外務省は、翌2003年度より、「現地 ODA タスクフォース」を作るよう各地の日本大使館に指示を出した。本稿を書いている2004年1月時点では、本省の指示からまだ1年も経過していないが、50近い数の途上国で「現地タスクフォース」がスタートしている。

「現地タスクフォース」の参加メンバーは、日本大使館経済協力担当官、国際協力銀行(JBIC)駐在員、国際協力機(JICA)構駐在員、場合によりJETRO駐在員がこれに加わる。日本大使館、JBIC、JICAの現地における協議は、これまでも行われてきたから、「現地タスクフォース」となったと言っても、看板が変わっただけではないかと思えるかもしれないが、実態は大きく変化を遂げている。その変化の内容について考えてみることにしたい。

「現地タスクフォース」は国ごとに状況が異なり、そのいずれも設立後1年未満である。このため、「現地タスクフォース」の機能と活動の範囲は、国ごとに少しずつ異なる。また大半の国では、設立直後で、その機能は変化・拡大しつつある。実際、既に大いに活躍している「現地タスクフォース」もあれば、これから徐々に活動を開始している国もあるわけである。ここでは、既に活動を開始している「現地タスクフォース」をとりあげて、その機能について議論する。

「現地タスクフォース」は連絡・調整のために設けられているため、のマンダートは厳格には定められているものではない。自民党 ODA 改革ワーキングチームの提言では「このタスクフォースは、援助計画策定、案件形成、政策協議、評価等に積極的に関与することとし、その際可能な限り NGO の知見を活用する。」とされている。「現地タスクフォース」が行う作業はおおよそ次のとおりである。

- i. 国別援助計画の策定に関与。
- ii. 途上国との政策協議。
- iii. 案件の準備に関与。
- iv. NGO との協議。

ODA総合戦略会議の議事録を見ると、ベトナム、インドネシアの例では、「現地タスクフォース」が国別援助計画の策定過程に大いに参加していることがうかがえる²⁸。ベトナムでは「現地タスクフォース」がショートドラフト（中間報告）を作成しているし、インドネシアでも「現地タスクフォース」が第1次ドラフトを作成している。

途上国との政策協議、案件の準備、および NGO との協議については、非公式ベースのものが多く、記録も公表されていないので、内容は把握しにくい。武見敬三参議院議員の website (http://www.takemi.net/act_report/gaikou/20030422.html) をみると、バングラデシュでは「現地タスクフォース」が合同でバングラデシュ政府と政策協議を行っている、とある。また同じバングラデシュについて、タスクフォースのメンバーが所属組織の枠を越えて、セクターごとにチームを構成して取り組みを進めている様子も報告されている（外務省 2003e）。

「現地タスクフォース」の優位性について触れたい。まず第1は、「現地」にあることの優位性である。タスクフォースの参加者は、途上国政府や他の二国間援助機関・国際機関と現地レベルの協議を頻繁に行っている。1999年に貧困削減戦略ペーパー（PRSP）が導入されて以来、途上国における援助協調は非常に活発化した。しかしこれまで、ODA 政策の議論は主として東京で行われてきたために、現地途上国での援助協調への日本の参画は小規模で行われるにとどまっていた。「現地タスクフォース」の設立により、一層活発な援助協調を行うことが出来るようになった。さらに、タスクフォース参加者は援助対象国に居住しているのであるから、多くの場合その途上国に愛着を持ち、その開発戦略が成功することを願っている。いわば、「現地タスクフォース」は途上国の方に向かっているのである。

第2に、「現地タスクフォース」は、日本大使館、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機

²⁸ベトナムについては、外務省(2003c)、インドネシアについては、外務省(2003d)。北野充(2003)は、ベトナムの国別援助計画作成に関して、現地タスクフォースが関与した意義を報告している。

(JICA)が参加しているために、日本の援助の3つのモダリティが同時に議論される仕組みとなっている。4 - 2において、3つの援助モダリティを連携して活用することが重要であることを述べた。「現地タスクフォース」では、各機関が個別に途上国の開発戦略を検討するのではなく、共通の開発戦略をもつことが可能となる。そのため、共通の開発戦略を成功に導くような援助を総合的に議論することが可能となり、「無償資金協力」、「技術協力」、「円借款」の連携がより進むことが期待される。

第3に、各省庁の縦割り行政の弊害を減らす点である。自民党 ODA ワーキングチーム提言では、「在外公館における各府省からの出向人事に起因する縦割り行政の弊害を改善し、(中略)在外公館の経済協力実施体制を強化する。」としている(自民党 2002、6 頁)。縦割り行政の弊害は主として各省庁が別々の政策目標を持つために発生するのだから、共通の政策目標を持つことが出来れば弊害の相当部分が回避できる。「現地タスクフォース」が共通の開発戦略を持つことにより、参加機関の個別の政策目標に代わる共通の政策目標とすることができるので、縦割りの弊害を減らすことが可能となる。

「現地タスクフォース」はまだ開始されて間もなく、その成果を確認するにはさらなる時間を必要とする。国別援助計画の作成・関与、援助強調への積極的な参加、3つの援助モダリティの連携を通じて、日本の新しい ODA の推進役として機能することを期待したい。

4 - 4 NGO との連携強化

途上国の開発に果たす NGO の役割は、多岐にわたる。地域住民に密着したきめの細かい援助が出来るであるとか、緊急人道支援では迅速・柔軟な支援が出来ると言う側面もあるし、小規模で草の根的援助に適していると言う側面もある(白鳥正喜 1995、109 頁; 外務省 2003b、131 頁)。しかし、NGO の最大の特徴は、経済原理で動くのではなく、市場も政府も手の届かないところに手を差し伸べるところにあると考えられる。NGO は利潤動機では動かない。市場経済が社会のあるべき姿を達成できず、政府が市場の失敗を十分是正できない領域で、NGO は善意に基づいて社会のあるべき姿を達成しようとするのである。この市場原理に基づかないところが NGO の活動の特徴である。「市場の失敗」は一般に途上国の方が大きいと言えるから、途上国での NGO の活躍の余地は大きいと言える。とりわけ紛争当事国などの復興支援では、市場が十分機能しないから、NGO の機能が大いに発揮されることになる。

最近の日本の ODA システムの中で、NGO との連携の部分が最大の変化を遂げたと言えるほど、ODA と NGO の連携についてはさまざまな工夫が導入されてきた。具体的な ODA と NGO の連携の分野は次のとおりである。

- i. NGO との定期的協議会の開催。外務省、財務省、国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)等が実施している。
- ii. ODA からの補助金による連携。NGO 事業補助金、日本 NGO 支援無償協力、他。

- iii. NGO 能力強化のための支援。研究会の開催、NGO 相談員の配置、専門家派遣、海外研修など。
- iv. NGO と外務省の共同作業による ODA 案件の評価。
- v. ODA大綱の見直し、環境ガイドラインの見直し（JBIC、JICA）²⁹、国別計画の策定の時などに、NGOからの意見を参考にする。

しかしNGOによる途上国支援の量的側面を見てみると、依然として日本のNGOの活動は低い水準にとどまっていると言わざるを得ない。NGOの活動状況について国際比較を見よう。表8はOECD DACが発表したODAとNGOのネットディスパースの比較である。DACメンバー国の平均で、NGOによる支援額はODAに対して17.2%（2002年）となっている。これに対して日本の場合は、4.2%（2001年）ないし3.2%（2002年）程の水準であるから、平均を大きく下回っている。アメリカは40%を上回るNGO大国である³⁰。イギリス、ドイツ、カナダがこれに次いでいる。フランス、イタリアは日本と同程度の低い水準となっている。ただし、NGO支援額に占めるODA補助金の割合については、日本は、43.2%(2001年)および47.7%(2002年)であり、諸外国と比べても小さくはない。

表8 ODA と NGO による支援額（純支出額） 単位：百万ドル、%

²⁹国際協力銀行（JBIC）環境ガイドラインの見直しとNGOの協議については、FoE Japan(2002)参照。

³⁰アメリカのODA報告システムではODAによるNGO支援額を区分していない。このため、NGOの支援総額が正確に把握できない。OECD (1998)によればアメリカのODAの約30%がNGO経由とされているから、単純にこれを上乘せすれば、アメリカのNGOによる支援割合は、70%以上に跳ね上がる。

| 国名 | 年 | ODA 総計 (a) | うち NGO 経由 (b) | NGO 自己資金等 (c) | NGO 支援総額 (b+c) | NGO 支援 総額の ODA 対する 割合 (b+c/a) | NGO 支援 総額に占め る ODA 補助 金の割合 (b/b+c) |
|-----------|------|---------------|---------------------|---------------------|----------------------|---|--|
| カナダ | 2001 | 1 533 | 168 | 116 | 284 | 18.5% | 59.2% |
| | 2002 | 2 006 | 165 | 276 | 441 | 22.0% | 37.5% |
| フランス | 2001 | 4 198 | 27 | - | 27 | 0.6% | - |
| | 2002 | 5 486 | 29 | - | 29 | 0.5% | - |
| ドイツ | 2001 | 4 990 | - | 808 | 808 | 16.2% | - |
| | 2002 | 5 324 | - | 823 | 823 | 15.5% | - |
| イタリア | 2001 | 1 627 | 84 | 32 | 116 | 7.2% | 72.4% |
| | 2002 | 2 332 | 43 | - | 43 | 1.9% | - |
| 日本 | 2001 | 9 847 | 179 | 235 | 414 | 4.2% | 43.2% |
| | 2002 | 9 283 | 143 | 157 | 300 | 3.2% | 47.7% |
| イギリス | 2001 | 4 579 | 189 | 327 | 516 | 11.3% | 36.7% |
| | 2002 | 4 924 | 226 | 353 | 579 | 11.8% | 39.1% |
| アメリカ | 2001 | 11 429 | - | 4 569 | 4 569 | 40.0% | - |
| | 2002 | 13 290 | - | 5 720 | 5 720 | 43.0% | - |
| DAC メンバー国 | 2001 | 52 335 | 1 137 | 7 289 | 8 426 | 16.1% | - |
| 総合計 | 2002 | 58 274 | 1 246 | 8 765 | 10 011 | 17.2% | - |

出所：OECD(2004)より作成。

注： 1. 2002 年は暫定値。

2. NGO による支援額は、NGO が行う支援総額から、ODA による補助金・助成金を差し引いたもの。

3. ドイツとアメリカは、ODA による NGO 経由の資金額を報告していない。フランスは、1999 年以降 NGO による支援額を報告していない。

4. 「DAC メンバー国総計」にはここに掲げた G7 以外のメンバー国を含む。

JANIC (国際 NGO 協力センター) では、2 年ごとに日本の NGO について調査を行っている。それによると、2002 年の調査では、途上国を支援する NGO の数は 391 団体、有給で NGO に働く人が、国内 1231 人、海外 267 人、無給ボランティアが約 3500 人であり、これら NGO を支える支援者は、日本全体で、約 28 万人という (JANIC 2002)。これを、国際的に活躍する NGO と比較すると、例えばアメリカの大型 NGO である Care USA は支援者の数は 32 万人にも上っており、1 団体で日本の国際協力 NGO 支持者の総数を上回っている (Care USA 2003、p.33)。NGO に関しては、彼我の差は大きい。

日本の国際協力 NGO の量的活動が国際的に低い水準にあるのは、その活動の歴史がまだ浅いこととや、日本の文化的背景により、NGO への支持基盤が小さいことによるものであろう。『日本の NPO、NGO というのは、「お金」もないのに「思い」だけがあって、滅私奉公とか社会貢献とかいう話になって、無理やり企業や政府からお金をもらっては細々とやっている。』という意見も、厳しいようだが肯ける話である (下河辺淳 (監修) 香西泰 (編) 2000、10 頁)。

このような状況の中で、NGO への支持基盤を広め、NGO の活動を強化するためには何

が必要であろうか。ここでは、NGO への財政支援の強化とアカウンタビリティの向上の 2 点について述べたい。

NGO に対する ODA からの財政支援の方法として最も一般的なものは、NGO が特定のプロジェクトを準備し、これに対して事業費の一定割合を補助金として支出すると言うものである。多くの二国間援助機関はこの方法をとっている。この方法では、NGO は、日々の活動のための管理費はすべて自分でまかなわなくてはならない。ODA からの補助金を使って、数多くのプロジェクトを実施すればするほど、自己資金をからの持ち出しが多くなるという奇妙な事態が発生する。

NGO の資金源は、寄付金、会費、イベントや出版物の販売などの収入、民間団体の助成金、国連委託金そして政府などからの補助金である。JANIC(2002)によれば、2000 年度の NGO230 団体のうち、年間の収入額が 2,000 万円以下の団体が約 40%あるという。もう一つの資料は、国際開発ジャーナル社が 2003 年に行った調査である。339 団体からのアンケート回答によれば、1,000 万円未満の団体が 69%、うち 100 万円未満の団体が 38%もあった（国際開発ジャーナル 2003）財源が小さい NGO では、給与水準も低く、人材の確保には困難が伴う。ボランティアベースの無給のスタッフに依存する団体も多い。

他方、NGO の側には、ODA や政府との連携について、慎重な姿勢を持つ団体も少なくない。バングラデシュなどで活躍するシャプラニールの長畑誠氏は、財源の「6 割は自己資金」という原則を持つという（国際開発ジャーナル 2002）。NGO によって考え方は大きく異なると思われるが、NGO が政府の手が届かない「市場の失敗」で機能するものだと考えれば、政府からの独立に価値を置くのは肯ける。

このような背景を基に、NGO の人件費を含む管理費を ODA からの補助金の対象とすることについては、長年議論があった。しかし、外務省は、2002 年度から、ODA による NGO の本部経費の支援に踏み切った。人件費、旅費、通信費などが対象となる。新制度導入と同時に、監査の義務付けなど透明性や健全性の向上にも配慮していることは当然としても、管理費について補助をすることは画期的である。長年、日本では出来ないと言われてきたことが、出来るようになった。

最後に、NGO のアカウンタビリティについて述べたい。例えば、我々が NGO の会員になろうとする時、どのような基準で NGO を選べば良いのだろうか。NGO が作成している資料やホームページを見て、その NGO を判断することになるだろうが、それだけでは、実はその NGO の効率が良いか、会計がしっかりしているか、期待に応えるか、などは分からない。田中弥生（2002）は、「（NGO は）共通ルールや基準に基づき第三者から選ばれていないという点で、正当性が欠如するという本質的な問題を包含している」としている。政治家や企業が選挙や市場によって選ばれているのと、成り立ちを異にするという主旨である。

NGO の活躍が社会にしっかりと組み込まれている NGO 先進国のアメリカには、Charity Navigator という NGO が、NGO の格付けを行っている。対象となる NGO は、国際協力 NGO

だけでなく、国内で活動するNGOを含めて2700団体である。評価項目は、会費・寄付募集効率、会費・寄付募集費用、事業費、管理費、会費・寄付拡大率、事業費拡大率、運転資金比率の7分野となっている³¹。このような客観性のある評価があれば、以下のような点で社会的にも大いに望ましい。

- i. 国民一般に対し、NGOの活動がより透明性の高いものとなる。
- ii. 会員・寄付者にとって、NGOの選択がより納得の行くものとなる。
- iii. 企業にとって、パートナーとしてのNGOの選択がより容易となる。
- iv. 政府・自治体にとって、公的資金によるNGO支援がより合理的に出来る。
- v. NGO自身にとって、弱みを発見し、組織能力の改善を行うことが出来る。

日本でも、最近ようやくこのような評価体制作りの動きが出てきた。JANICが国際協力NGOのためのアカウンタビリティの基準を作ろうとしているのである。具体的には、組織運営、事業実施、会計、情報公開の4分野について、一定の基準を作成して、各々のNGOが自己診断を行い、その結果を取りまとめて公表しようとするものである（JANIC 2004, pp. 6-13）。2004年度中には、実際に評価を行う予定としている。自己診断による評価ではアカウンタビリティ向上にも限界があるかもしれないが、第一歩としての意義は大きい。

5. 有効な援助をもとめて：ODA改革の意義³²

ここまで最近のODA改革について検討してきた。「ODA改革」は日本のODAを「より効果的」「より有効」なものに代えていくための制度変更である。この節では、開発経済学・開発政策論のフレームワークで、ODA改革の意義を考えたい。

「有効な援助」とは何かを考えるための基本的研究は、世界銀行の*Assessing Aid*レポート（World Bank 1998）とBurnside and Dollar（2000）だろう³³。Burnside and Dollar（2000）の執筆者の一人David Dollarは*Assessing Aid*レポートのmain authorsの一人である。

5 - 1 援助と政策環境：世界銀行の*Assessing Aid*レポートと Burnside and Dollar（2000）

ここではまず、世界銀行（世銀）の*Assessing Aid*（World Bank 1998）の主なメッセージを要約することによって、「有効な援助」とは何かを考えたい。主なメッセージは、

³¹ Charity Navigatorのwebsite（<http://www.charitynavigator.org/>）。

³² この節の記述は、一部、小浜（2002）に拠っている。

³³ 世界銀行には、2002年3月、モンテレーで開かれた国連開発資金会議のために準備した「開発援助の役割と有効性」というレポートがある（Goldin, Rogers, and Stern 2002）。*Assessing Aid*（World Bank 1998）の方が、Goldin, Rogers, and Stern（2002）よりメッセージがはっきりしている様に思える。

資金援助は、良い政策環境において有効に作用する。健全な経済運営をしている途上国に援助を供与すると、より速い成長、貧困の削減、社会的指標の改善が期待できる。そしてその効果は大きい。

発展途上国の貧困を飛躍的に削減するには、経済的な制度と政策を改善しなくてはならない。

効果的な援助は、民間投資を補完する。経済運営が健全な国では、外国援助は民間のイニシアティブを阻害することはない。

開発プロジェクトの価値は、公共サービスが効果的に提供できるように、制度と政策を強化することにある。援助は知識と資金をパッケージでもたらす。おおかたの援助は、道路、水道、または教育のような個々の分野への投資プロジェクトとして実施される。しかしながらプロジェクト借款の場合、あるセクターに対するひも付きでない贈与が供与された時のように、そのセクターに対する支出が増えないことが多い。すなわち、援助資金は流用可能 (fungible) なのである (先進国は、あるセクターに援助すると、その分だけその途上国の公共投資が増えることを期待する。しかし援助資金が来ると、その分途上国政府の公共投資予算に余裕ができるので、援助がなかった場合と比べてそのセクターの公共投資額が援助分ほどは増えないことが多い。これを援助の fungibility と言う)。

活気ある市民社会は、公共サービスを改善する。

援助は、最もゆがんだ環境においてすらも、改革を促進する。しかし、それは忍耐と、アイデア お金ではなく の集中を必要とする。

World Bank (1998) では、貧困削減のために援助をより効果的なものにするには、5つの改革が必要とされる。第1は、資金援助は健全な経済運営をしている低所得国に、より効果的に的を絞るべきだ。良い政策環境の下では、資金援助は、より速い成長、社会指標の迅速な改善、そしてより高い民間投資の触媒となる。しかしながら、劣悪な政策環境の下では、援助はあまり効果がない。第2に、政策改革支援のための援助は、確かな改革者の政策改革努力を促進するために供与されるべきである。

第3に、援助活動の組み合わせは、援助を受ける国と援助対象分野の状況に合わせて、デザインされなくてはならない。はっきり分かっていることは、援助資金はしばしば流用可能 (fungible) で、個別のプロジェクト・分野に向けられる援助資金は、必ずしもそのプロジェクトに向けられるのでなく、結果的に単に政府の予算を拡大するだけになる場合がある。したがって、援助供与国・国際機関は、資金配分全体を調べなくてはならないし、さらに重要なことは、公共支出全体の効率性を考慮しなければならない。

第4に、プロジェクトは、知識と能力を創造し伝えることに、焦点を合わせる必要がある。開発プロジェクトの主な役目は、公共サービスを改善する制度的・政策的変化を支援することにあるべきだ。お金に色は付いていないから、援助資金が流用可能 (fungible)

だといっても、援助プロジェクトによって創出された現地の知識と制度的能力は、その後の発展に役に立つ。

第5に、援助機関は、政策的にひどく歪められ国々を支援するには、これまでと違ったアプローチを採らなくてはいけない。最も困難な環境においてすらも、改革の手がかりはある。ドナーは、忍耐強くかつフレキシブルに、これらの改革努力を育てる機会となる突破口を探す必要がある。概してアイデアは、大きな融資よりも役に立つ。これまでほどちらかかというと、援助プロジェクトを作り、資金を流すことが評価されてきたので、援助の資金規模が小さく専門家集約的な援助はあまり評価されてこなかった。過去において関係機関は、お金をいくら支出したか、そして彼らが融資するプロジェクトの、狭い物理的な実施尺度での“成功”ということにばかり注意を払ってきた。しかし、数字による評価は、結局援助の有効性について多くを語らないのだということが分かってきた。開発援助の評価はそれよりも、供与された資金が健全な政策環境の形成にどのくらい貢献したかに焦点を当てるべきだ。より良い結果をもたらす政策改革と制度変化を刺激するために、関係当局が資金をどこまで使ったかに焦点を合わせるべきだ。これらは、簡単に答えられる質問ではないが、発展途上国の政策立案者とプロジェクト受入者の参加を得て開発機関を客観的に調査すれば、関係機関が良い仕事をしているかどうかを立証する手がかりを得ることができる。

日本もこれまで ODA の量的拡大を目指してきた。しかし、これからは、日本にとっての「有効な援助」はどういったものであるか、という視点から援助政策を見直す必要があるだろう。「量的拡大」から「援助の質の改善へ」と言い換えてもいい。*Assessing Aid* レポートの重要な結論の一つは、ファンジビリティを前提にする限り、個別のプロジェクト援助であっても、被供与国の経済全体の評価がなされなくてはならないということである。

Burnside and Dollar (2000)のメッセージも基本的に同じである³⁴。すなわち、政策環境がいい途上国では援助は経済成長にプラスの効果を持つが、政策環境が悪い途上国ではほとんど効果がない、というものである。このことは、「援助が有効」であるためには、政策環境の良い国を特定して、そこに限られた援助資源を集中すべきであるという政策的意味を持つ。確かにそれは直感的にも一理あるが、政策環境の悪い国に住む庶民がもっとも困っている人々であることは間違いない。「もっとも困っている人々」に支援の手を差し伸べないことが、援助の有効性を高めるという「矛盾」をはらんでいることを忘れてはならない。

Easterly, Levine, and Roodman (2004) は Burnside and Dollar (2000)の研究の結論、すなわち、「政策環境がいい途上国では援助は経済成長にプラスの効果を持つが、政策環境が悪い途上国ではほとんど効果がない」は、援助政策上も学問上も大きな影響を与えたこ

³⁴ 先にも述べた様に Burnside and Dollar (2000)の執筆者の一人 David Dollar は *Assessing Aid* レポートの main authors の一人なので、Burnside and Dollar (2000)と *Assessing Aid* の主なメッセージが同じでも不思議はない。

とは認めつつも、Burnside and Dollar (2000)が使用した1970-93年のデータを1970-97年まで延長すると、必ずしもロバストではないことを指摘している³⁵。

援助が経済成長をもたらすのかどうかという論点については、Easterly (2001, Part II)、Easterly (2002)、Easterly (2003)が興味深い。

5 - 2 Growth is good for the Poor?

上の議論は、政策環境がよい国に供与された時、援助が経済成長にポジティブな影響を与えるというものである。では、Growth is good for the Poor? 「貧しい人にとって、経済成長はいいことなんだろうか」。これは開発政策、開発経済学にとって基本的な問いかけである。結論から言えば、「Growth is good for the Poor」で、これは多くの政策担当者、開発経済学者にとって、共通認識だと思う。この点については、Dollar and Kraay (2002)およびWorld Bank (2002)が基本文献であり、さらにそこで引用されている文献も参考になる³⁶。

図3はよく引用される経済成長と貧困の関係を見た図である³⁷。国全体の平均所得と貧しい人の所得の関係を見たもので、水準および成長率の関係が示されている。図3の上のパネルはレベルの図で、国全体の平均所得が高い程、貧しい人の所得水準も高いことを示してしている。図3の下のパネルは成長率の図で、国全体の平均所得成長率が高い程、貧しい人の所得成長率も高いことを示してしている。十分条件であるかどうかはともかく、経済成長率（および一人当たり所得成長率）を高めることが貧困削減の必要条件である。

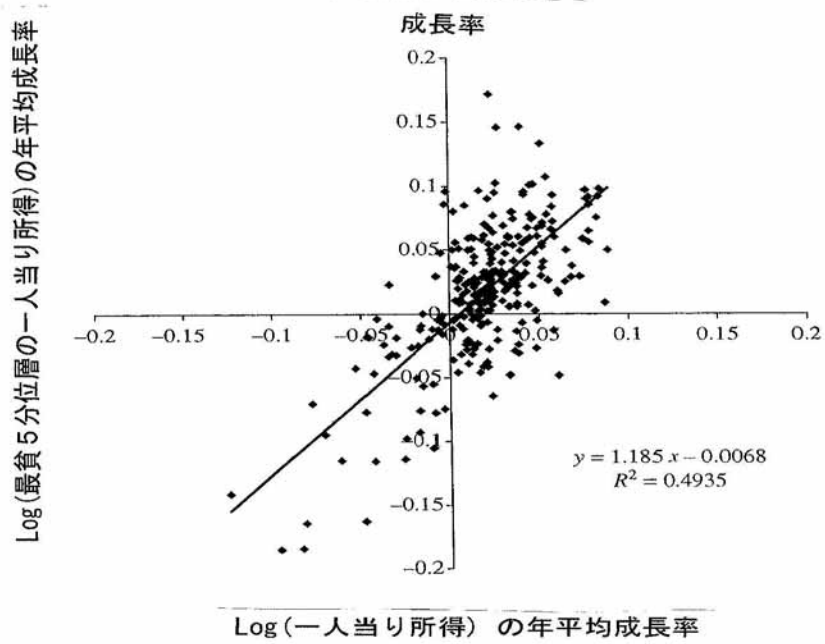
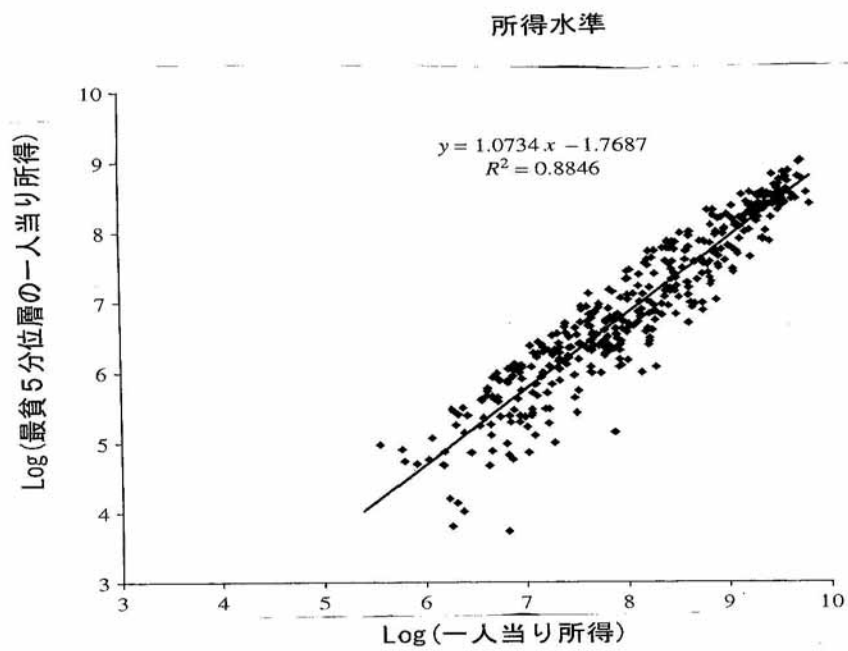
日本のODAの配分関数を推計してみると、どのようなスペックでも、援助受取国の一人当たり所得水準の係数はマイナスで統計的に有意であり、日本のODAは、より貧しい国により多くの資金が配分されていることが分かる。1991年と2001年における日本のODA配分関数の推計については、Kohama (2003, pp. 32-38)参照。

図3 経済成長と貧困

³⁵ Kohama, Sawada, and Kono (2003)、小浜・澤田・高野・池上(2004)は、Easterly, Levine, and Roodman (2004) およびBurnside and Dollar (2000)の実証分析の再検討を行っている。

³⁶ Dollar and Kraay (2002)に対する批判としては、Lundberg and Squire (2003)参照。

³⁷ 例えば、World Bank (2000, pp. 46-48)の図も基本的に同じメッセージである。



出所：Dollar and Kraay (2002), p. 197.

5 - 3 有効な日本の援助に向けて

上で議論したファンジビリティを前提とすると、これまでのようなプロジェクト評価だけでは、有効な援助が達成されないことが理解できる。基本的には、相手の途上国の中長期的な開発計画を日本として評価し、それと日本としての長期的国益、歴史的経緯、外交的配慮などを勘案して、基本的な援助方針が確立されなくてはならない。このことは、1999年8月10日に発表された「政府開発援助に関する中期計画」の中で、「開発途上国毎の状況把握と国別援助計画の策定」として日本政府も約束したことである（www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/siryo/siryo_1/siryo_1f.html）。

この政府の約束が2002年以降の一連のODA改革に繋がってきていることは間違いない。財政赤字の拡大によるODA予算削減と相俟って、先にも述べた様に、それまでの「量の拡大」から「質の拡大」へと日本のODA政策は大きく変化したのである。「ODA総合戦略会議の設置、国別援助計画の重視」は、このような観点から、途上国の中長期的な開発計画にしっかりと焦点を合わせて効果的なODAを実施しようとする取り組みである。発展過程・市場移行過程における制度の重要性は論を俟たない³⁸。

援助の有効性を高めるには、政策環境のいい国に援助資金を集中させればよいと言うことはそれらしいが、政策環境の構成要素は、IMFの言う様なマクロの安定性だけでは満たされない。政策決定の透明性、合理性も政策環境を規定する要素だろうし、ミクロの制度も重要だ。途上国における制度の変化、政策の透明性、合理性を求めながらODAを実施する上では、無償資金協力・技術協力・円借款の連携が重要である。その意味で、「有償資金協力連絡会」と「現地ODAタスクフォース」の果たすべき役割は大きいはずである。例えば日本はガーナに「小規模無償資金協力」で多くの井戸を建設した。建設後数年経って、いくつかの村に日本が援助した井戸を見に行ったことがある。建設当時の様に沢山の水が出る井戸もあれば、壊れてしまってまったく水の出ない井戸もあった。その理由は簡単で、村人が、きちんと管理し、水を使うたびに少額でも「水代」をとり、メンテナンスのためにその「水代」を積み立てている様な村の井戸はいつまでも水が出る。「村人がきちんと管理出来る」こともミクロの制度である。

*World Development Report 2004*には13歳のエチオピアの少女の印象的なエピソードが紹介されている（World Bank 2003, p. 1）。

私は日に4回、20リットルの瓶で水汲みに行く。とても大変な仕事。お母さんは洗濯仕事をしてお金を稼いでいる。お母さんの仕事を手伝わなくちゃならないので学校には行ったことがない……私の家にはバス・トイレがない……もし私が今の生活を変えることが出来るなら、ほんとうに学校に行きたいし、もっと服がほしいの。

この少女の住む村に簡易水道でもあれば、彼女は学校にけるかも知れない。Easterly

³⁸ この点については、青木・奥野（1996）、Yeager（1999）、World Bank（2001）などを参照。

(2003, pp.40-41)も同じようなエピソードを紹介している。

経済発展の目的は、「庶民の暮らしが良くなること」であり、援助は経済発展による庶民の生活改善を側面から手助けすることにある。この論文で述べた新しい援助分野、例えば、「平和構築」も「人間の安全保障」も長期的に庶民の暮らしを改善するための援助分野であることには変わりはない。しかしある程度安定した途上国に援助する場合に比べると、「平和構築」援助は、実際にその効果が出るまでにはより長い時間がかかることも事実である。

国別の援助政策を「試行錯誤」しつつ改良しつつ、援助の性格によって、事後評価の方法やタイムスパンを変えつつ、「有効な援助」を実現して行かなくてはならない。2002年以降の一連のODA改革は、資金供与がODAの中心であった時代から、資金供与にあわせて制度作りと人的資本への投資をも行うべきであるとする開発経済学の動きと一致している。果たしてそのような現実が訪れるのか、おおいな期待感を持って見て行きたい。

参考文献

- 青木昌彦・奥野正寛 (1996). 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会 .
- 荒木光弥 (2003). 「廃止される日本的債務救済手段『債務救済無償』」『国際開発ジャーナル』, 3月号 .
- Brainard, Lael, Carol Graham(2003). Nigel Purvis, Steven Radelet, Sand Gayle E. Smith. *The Other War: Global Poverty and to the Millennium Challenge Account*. Washington D.C.: Brookings Institution Press.
- Burnside, C and David Dollar (2000). “Aid, Policies, and Growth.” *American Economic Review* Vol. 90, No. 4, September .
- Care USA (2003). Care USA Annual Report 2003 2003年 . Dfid (2000) White Paper Eliminating World Poverty ; Making Globalisation Work for the Poor .
- Dfid (2002a). *International Development Act 2002*. 6月17日発効 .
- Dfid (2002b). *Dfid Public Service Agreement 2003-2006*.
- Dollar, David and Aart Kraay (2002). “Growth Is Good for the Poor.” *Journal of Economic Growth*, Vol. 7, No. 3, September.
- Easterly, William (2001). *The Elusive Quest for Growth: Economists' Adventures and Misadventures in the Tropics*, Cambridge, Mass.: The MIT Press. (小浜裕久・織井啓介・富田陽子訳『エコノミスト 南の貧困と闘う』東洋経済新報社、2003年).
- Easterly, William (2002). “How Did Heavily Indebted Poor Countries Become Heavily Indebted? Reviewing Two Decades of Debt Relief.” *World Development*, Vol. 30 No. 10, October.
- Easterly, William (2003). “Can Foreign Aid Buy Growth?” *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 17, No. 3, Summer.
- Easterly, William, Ross Levine, and David Roodman (2004). “New Data, New doubts: A Comment on Burnside and Dollar's Aid, Policies, and Growth (2000).” *American Economic Review*, 2004, forthcoming.
- FoE Japan (2002). 『途上国支援と環境ガイドライン』緑風出版 .
- 外務大臣 (2002a). 「ODA改革・15の具体策について」7月9日 .
- 外務大臣 (2002b). 「債務救済方式の見直しについて」記者発表 12月10日 .
- 外務省 (2002). 「第2次 ODA 改革懇談会 最終報告書」, 3月 .
- 外務省 (2003a). 「人間の安全補償基金」パンフレット .
- 外務省 (2003b). 「政府開発援助(ODA)白書 2002」, 4月 .
- 外務省 (2003c). 「ODA 総合戦略会議 議事録」, 3月31日 .
- 外務省 (2003d). 「ODA 総合戦略会議 議事録」, 8月25日 .
- 外務省 (2003e). 「無償資金協力実施適正会議 (第7回会合) 議事要旨」, 10月16日 .

- 外務省改革に関する「変える会」(2002).『最終報告書』.7月22日、外務省 website (www.mofa.go.jp)
- Goldin, Ian, Halsey Rogers, and Nicholas H. Stern (2002). "The Role and Effectiveness of Development Assistance: Lessons from World Bank Experience." World Bank Working Paper, March 18. <http://econ.worldbank.org/view.php?type=5&id=13080>
- Haughton, Jonathan (2002) "The Reconstruction of War-Torn Economies and Peace-Building Operations." In JBIC, *Development Assistance Strategies in the 21st Century*, Tokyo: JBIC .
- JANIC (国際協力 NGO センター) (2002).『国際協力 NGO ダイレクトリー2002』, 4月 .
- JANIC (国際協力 NGO センター) (2004).『NGO 通信:地球市民』, 1・2月号 .
- 自由民主党対外経済協力特別委員会(2002).『ODA改革の具体的な方策』, 12月21日、(ODA改革ワーキングチーム提言).
- 北野充(2003).「対ベトナム経済協力の新時代」『国際開発ジャーナル』, 6月号 .
- 小浜裕久(2002).「日本の ODA その構造と政策」, 池間誠・大山道広編著『国際日本経済論』文眞堂、所収 .
- 小浜裕久(2003).「危うい日本の対外経済政策」『世界経済評論』, 9月号 .
- Kohama, Hirohisa, Yasuyuki Sawada, and Hisaki Kono (2003). "Aid, Policies, and Growth Reconsidered." Presented at Research workshop on "Quantifying the Impact of Rich Countries' Policies on Poor Countries." at the Center for Global Development (CGD), Washington, D.C., October 23-24.
- Kohama, Hirohisa (2003). "Japan's Development Cooperation in East Asia: A Historical Overview of Japan's ODA and its Impact." In Hirohisa Kohama ed., *External Factors for Asian Development*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies (ISEAS).
- 小浜裕久・澤田康幸・高野久紀・池上宗信(2004).「開発貢献度指標 Commitment to Development Index: CDI の再検討」FASID Discussion Paper、近刊 .
- 小泉肇(2002).「ODA改革に向けて 現場からの提言」『国際開発ジャーナル』, 10月号 .
- 開発国際ジャーナル(2002).「一般市民の理解と支持が NGO・NPO の活動基盤」『国際開発ジャーナル』1月号 .
- 国際開発ジャーナル(2003).「国際協力 NGO の問題意識」『国際開発ジャーナル』, 9月号 .
- Lundberg, Mattias and Lyn Squire (2003). "The Simultaneous Evolution of Growth and Inequality." *Economic Journal*, Vol. 113 No. 487, April.
- 日本経済新聞(2002).「三井物産、モンゴル高官に不正資金提供」, 『日本経済新聞』, 8月26日朝刊 .
- OECD (1998). *DAC Development Cooperation Review Series United States* No.28, Paris: OECD.

- OECD (2003). *DAC Peer Review of Japan*. Chairman's Press Release, December 19, Paris: OECD.
- OECD (2004) DAC 2003 Development Cooperation Report, Statistical Annex, 1月12日、website (www.oecd.org) 発表。(本文の発表は2004年3月頃の予定)。
- Radelet, Steven (2003). *Challenging Foreign Aid: A Policymaker's Guide to the Millennium Challenge Account*. Washington D.C.: Center for Global Development.
- 下河辺淳(監修)・香西泰(編)(2000)。「ボランティア経済学への招待」、実業之日本社。
- 白鳥正喜(1995)『ODA フロンティア』大蔵省印刷局。
- Serieux, John E.; Samy, Yiagadeesen eds.(2003). *Debt Relief for the Poorest Countries*, Brunswick, New Jersey: Transaction Publishers, ,
- Sachs, Jeffery ed. (1989). *Developing Country Debt and the World Economy*, NBER Project Report, Chicago, The University of Chicago Press.
- 田中弥生(2002)。「なぜ、いま NGO 評価なのか 「答責性」、「意思決定」のあり方」『国際開発ジャーナル』、9月号。
- UNDP (1994). *Human Development Report 1994*. (国連開発計画『人間開発報告書 1994』)。
www.undp.org
- USAID (2002). *Foreign Aid in the National Interest*. www.usaid.gov/fani
- USA (1964). *Foreign Assistant Act of 1961, as Amended, 1964*.
www.usaid.gov/about_usaid/usaidhist.html
- World Bank (1998). *Assessing Aid - What Works, What Doesn't, and Why*. Washington, D.C.: World Bank. (小浜裕久・富田陽子訳『有効な援助・ファンジビリティと援助政策』東洋経済新報社、2000年)。
- World Bank (2000). *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty*. Washington, DC: World Bank.
- World Bank (2002a). *Globalization, Growth and Poverty: Building an Inclusive World Economy*. Washington, DC: World Bank.
- World Bank (2002b). *World Development Report 2002: Building Institutions for Markets*. Washington, DC: World Bank.
- World Bank (2003). *World Development Report 2004: Making Services Work for Poor People*. Washington, DC: World Bank.
- 山崎正和(2003)。「アメリカ一極体制をどう受け入れるか」中央公論社。
- Yeager, Tomothy J. (1999). *Institutions, Transition Economies, and Economic Development*. Westview. Boulder, CO.: Westview, 1999. (青山繁訳『新制度派経済学入門』東洋経済新報社、2001年)。
- 吉村幸雄(2002)。「援助方法の国際協調を」『日本経済新聞(時論)』、12月14日、朝刊。

Working Paper Series
Graduate School of International Relations
University of Shizuoka

- #01-01 Hirohisa Kohama, *Misunderstandings on Japan's Economic Development: Japan's Experience and its Lessons for Transition*, September 2001.
- #01-02 Yasuyuki KOKUBO, *The EU Enlargement: Its Implications for Europe and Asia*, September 2001.
- #01-03 小浜裕久「日本のODA-その歴史的展開」(*Japan's ODA: A Historical Overview.*) 2001年11月
- #01-04 小谷野俊夫「グリーンスパン議長の金融政策」(*An Evaluation of US Monetary Policy by Chairman Greenspan*) 2002年3月.
- #02-01 Masaharu Hishida, *China and the WTO: The Effect on China's Sociopolitical Stability*.
- #03-01 梅本哲也「核兵器による秩序」と「RMAによる秩序」2003年7月.
- #03-02 小浜裕久「グローバル化と南北格差」(*Globalization and the North-South Gap*) 2003年9月.
- #03-03 長谷川純一・小浜裕久「ODA改革 我が国援助政策の転換とその経済学的意義」(*Japan's ODA: Its Policy Change and Economic Implications*) 2004年2月.